

## 2. ロシアの土地制度と農業生産主体の構造変化

長友 謙治

### 1. はじめに

1991年のソ連解体を挟んで行われたロシアの土地改革は、単なる土地制度の改革にとどまるものではなかった。それは、約60年の長きにわたって続いた集団農場や国営農場、そしてその管理下にあった農民を、市場経済下の生存競争に委ねるという劇的な社会改革だった。当面の土地改革や集団農場改革そのものは、1990年代半ば頃には実質的に終了したが、土地の所有・利用や農業生産主体の構造は、改革を出発点として、その後も変化を続けている。

ロシアにおいては、近年とみに穀物生産の拡大が進み、小麦では既に世界最大の輸出国となった。畜産においても養鶏や養豚では輸入代替・自給がほぼ達成され、徐々に輸出も行われるようになってきている。今後の世界の食料需給を考える上でロシアの役割を軽視することはできない。そして、ロシアの農業生産拡大の背景を理解するためには、土地（農地）制度と、その下で形成された農業生産主体による土地の所有・利用構造に対する理解が基礎的知見として欠かせない。これが今回のプロジェクト研究においてロシアの土地制度を取り上げた理由である。

本章の構成は以下のとおりである。まず第2節においては、ロシア革命後の土地国有化・農業集団化からソ連解体前後に行われた土地改革・集団農場改革を経て現在の土地制度が形成されるまでの経緯を概観する。第3節においては、土地改革の結果として具体化された現在のロシアの土地法制的概要を把握する。そして第4節においては、ロシア土地白書や2006年及び2016年に行われた全ロシア農業センサスの結果などに基つき、ロシアの土地・農地を巡る現状を整理する。

### 2. ロシアの土地改革

第2節では、ロシア革命後の土地国有化・農業集団化から現在の土地制度が形成されるまでの経緯を、ソ連解体前後の1980年代中頃から1990年代中頃にかけて集中的に行われた土地改革・集団農場改革に重点を置いて概観する。

#### (1) ロシア革命後の土地国有化・農業集団化とソ連末期の再改革の開始

1917年のロシア革命（十月革命）の後、地主や貴族の所有していた土地は国有化され、

農民にはその利用権が与えられた<sup>(1)</sup>。農民が革命に対して最も望んでいた土地の配分はこの時点で実現された。

しかしスターリンが実権を握ると、1920年代末から1930年代前半にかけて農業の集団化が強行された。農業生産の主体は農家からコルホーズに変わり、土地はコルホーズが占有・使用するところとなった。集団化の過程においては、穀物の強制的な徴発と大規模な飢饉の発生、抵抗に対する弾圧などにより、膨大な数の農民が犠牲になった。スターリン体制下においては、コルホーズの農業は五か年計画による急速な工業化・国防力強化の原資を獲得するための収奪の対象とされ、コルホーズ農民は自留地での農業生産によってかろうじて生存を維持する状況に追い込まれた。集団農場と住民副業経営の併存というソ連農業の基本構造は当時に始まり、その枠組みは現在まで引き継がれている。

1945年に第二次世界大戦が終結し、1953年にスターリンが死去すると、後を継いだフルシチョフ、更にブレジネフの下で経済の復興・成長が進んだ。その中で、農業の位置づけは収奪の対象から保護の対象へと代わり、政権への支持をつなぎ止める観点から国民に対しては食料品の低価格での供給が続けられた。農業や食料に対する財政支出の拡大は、ブレジネフ政権の終わりには国防費と並んで国家財政を圧迫するまでになるが、商品を求める行列は市民の日常となり、「食料問題」が喧伝されるようになった。その原因として農業生産の不振が強調され、解決策として農業改革の推進が提唱された。

農業改革は、ブレジネフ政権最末期の1980年代初頭から始められ<sup>(2)</sup>、1985年に発足したゴルバチョフ政権下で加速化された。目指されたのは農業生産における農民の小集団や家族の役割の強化であり、当初の「集団請負」から1980年代終わりの「賃貸借請負」へと、農民と土地や農業機械などの生産財との結びつきを強め、経営としての主体性を高める方向で改革が進められた。しかし、基本的にはコルホーズ等の枠内での改革であったため、コルホーズの指導者等の保守的勢力からの抵抗は根強く、「集団請負」等の形式的な普及とは裏腹に、改革の実を挙げることは難しかった。改革派は、コルホーズ等の土地を農民に分配し、独立した農民経営を創出すべきとの主張を強めるようになる。

ソ連邦構成共和国における土地改革の基本的な枠組みを定めるソ連土地基本法は、議会（ソ連人民代議員大会）における改革派と保守派の論争と妥協の結果、1990年2月に成立した。同法においては、土地の私有化は認められなかったものの、「相続可能な終身土地占有権」の下で農民経営の創設が認められた。

## （2）エリツィン・ロシアの土地改革

ソ連土地基本法の制定後、ロシア共和国において土地改革法令が相次いで制定された。ソ連のゴルバチョフとロシア共和国のエリツィンが改革を巡ってリーダーシップ争いを繰り広げた当時の政治状況を反映し、その内容はソ連土地基本法が定めた枠組みを乗り越える大胆なものとなった。

ロシア共和国においては、土地改革の枠組みを定める法律として「土地改革法」及び「農

民経営法」が1990年11月に、また「土地法典」が1991年4月に制定された。本稿ではこれらを総称して「土地改革三法」という。ロシア共和国そしてソ連解体後のロシア連邦で実施されることになる土地改革・集団農場改革の中核となった措置は次の点だったが、特に重要な①～③は土地改革三法で既に定められており、③と関連する措置である④は1991年末のソ連解体後に実施された。

- ① 土地の私的所有を認める。
- ② コルホーズやソフホーズから独立した農業経営主体として農民経営の創設を進める。  
農民経営に対しては、境界の画定された具体的な土地区画の所有権を与える。
- ③ コルホーズ等の土地は、農民経営等と与えられたものを除いて、コルホーズの構成員等による集团的共有の形で私有化される。土地の共有持分を与えられた構成員等には権利証書が発給される。コルホーズ等は土地持分を賃借等する形で農業生産を継続する。
- ④ コルホーズやソフホーズを改組し、法人形態を株式会社、有限責任会社、農業生産協同組合等、市場経済の法制度に基づく私法人（「農業企業」や「農業組織」と総称される）に改める<sup>(3)</sup>。

これらの措置は、1990年代半ばまで続くロシアの土地改革の過程の中で、時々政治情勢とも絡んで一進一退を繰り返しながら実行されていった。以下その状況を概観する。

### 1) 農民経営の創設

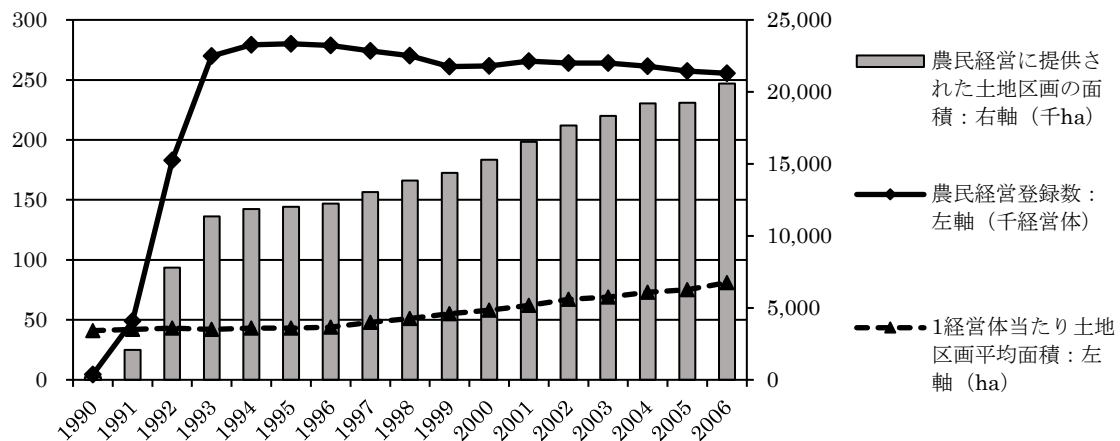
農民経営の創設に当たっては、希望者に土地（境界が確定された土地区画の所有権）が分与される。ロシアの土地改革の過程における農民経営への土地分与の方式には、基本的に次の三つがあった<sup>(4)</sup>。

- ① 農民経営希望者が、直接コルホーズ等と交渉し、その同意を得て土地分与を受ける。
- ② 各地区で将来の農民経営のための「再配分土地ファンド」を形成し、申請があるごとに、その中から土地を分与していく。
- ③ コルホーズ等で働いていた者が、自分の「土地持ち分」をもらって当該農場から脱退し、農民経営を創設する。

1990年2月のソ連土地基本法制定後、①の方式で農民経営の創設を試みる者が現れたが、この時点では農民経営創設のための土地分与の具体的な手続きはいまだ規定されておらず、コルホーズ等から土地分与の同意を得ることも困難で、農民経営の創設は直ちには進まなかった。これが進展するようになったのは、1990年11月にロシア共和国の土地改革法や農民経営法が制定され、②や③の道筋が作られてからだった<sup>(5)</sup>。

第1図で農民経営の創設動向を確認してみよう<sup>(6)</sup>。ロシアの農民経営の各年末現在の登録数は、1991年から1993年にかけて急速に増加しており（1990年4.4、1991年49、1992年182.8、1993年270.0、単位はいずれも千経営体）、農民経営の創設はこの時期に集中的に進んだ。これは、1990年から1991年にかけてロシア共和国で土地改革三法が制定され、農民経営創設のための根拠法令や推進体制の整備が進んだことを受けて、農民経営の創設が進捗したことを示していると考えられる。

その後は農民経営の登録数の増勢が止まり、1994年末279.2千経営体、1995年末280.1千経営体とわずかに増加した。1996年以降はおおむね減少を続け、2006年末時点では255.4千経営体となった<sup>(7)</sup>。農民経営の増勢の停止は、その時期に、農業の交易条件が極度に悪化の中で、政府の援助の削減や金利負担の上昇が重なったことが原因だったと指摘されている<sup>(8)</sup>。



第1図 ロシアの農民経営の推移（1990-2006：各年末現在）

資料：ロシア連邦統計庁「ロシア連邦統計年鑑」2001版～2007版より筆者作成。

## 2) コルホーズ・ソフホーズの改組とその土地の私有化

コルホーズやソフホーズの改組とその土地の私的化の確立を巡っては、政治情勢が改革派に有利になると急進的な措置が打ち出され、保守派の抵抗によって措置の内容が見直されるという状況を繰り返しながら、徐々に改革が進められた。

1991年12月26日にソ連解体が決定されると、ロシアにおいては急進改革派のガイダル副首相らの主導の下で急進的な市場経済移行政策が推進されることとなり、土地改革の分野でも、コルホーズ及びソフホーズの緊急改組を目指して次の措置が打ち出された<sup>(9)</sup>。

- ① コルホーズ等は、1992年内に組織を改正し、ロシア共和国法に適合する形態（株式会社、有限責任会社等の市場経済制度下の法人）に改めた上で再登録を行う。
- ② コルホーズ等においては、1992年3月1日までに土地の利用形態をロシア共和国土地法典に定める個別所有や集団的持分所有の形に改める。地域の行政機関は、土地の持分所有者となった市民に対し権利証書を交付する。
- ③ 債務を返済できないコルホーズ等に対しては、1992年2月1日までに破産宣告、同年第1四半期のうちに清算・再生処理が行われ、財産が売却される。

これらの急進的な措置に対してはコルホーズの指導者等が強く反発した。1992年2月に農政の最高責任者に任命されたルツコイ副大統領が集団農場の緊急改組に歯止めをかける方針を打ち出し、農業企業の改組と再登録は当初の想定より長い期間をかけて行われることとなった。結局、1995年初めの時点までに、ロシアの26,900の農業企業のうち7割弱

の17,300が株式会社、有限責任会社等の新しい形態に改組した。土地所有の形態についても、コルホーズ等として再登録された企業も含めて大部分が集団的持分所有に移行し、1,130万人が土地持分の所有者となった<sup>(10)</sup>。しかし、当時の改革は往々にして形式的で実体を伴わないものだったことが指摘されている。法人形態の変更については、形式的には株式会社や有限会社でも実質的には生産協同組合的な組織という場合が多く<sup>(11)</sup>、土地の所有形態についても、持分所有権はコルホーズ構成員等に配分されたものの権利証書が交付されず、多くの農民は自分が土地の所有者になったとは認識していなかったとされる<sup>(12)</sup>。

1993年の10月事件<sup>(13)</sup>の直後にも土地改革の再加速化を目指した大統領令<sup>(14)</sup>が発出され、土地の処分の自由を承認することや<sup>(15)</sup>、土地の持分権者に対して権利証書を交付することが定められた。しかし、後述のように1993年12月に新憲法が制定され、土地の私的所有と処分の自由が憲法上も認められたが、保守派が強い勢力を維持する議会では、新土地法典の制定を巡る論争がその後も長期間にわたって続けられたため、この大統領令による措置はほとんど実行に移されなかった<sup>(16)</sup>。

新土地法典の制定が遅れ、土地法制の空白が続く状況を補完するために多くの大統領令が発出された。そのなかでも重要なのは1996年3月、大統領選を間近に控えて発出された大統領令<sup>(17)</sup>であり、土地の集団的持分所有者の権利の明確化を図る観点から、ロシア連邦政府及びロシア連邦構成主体政府に対し、持分権者に対する権利証書の発給、土地を使用する農業企業等と持分権者との間の土地使用契約の締結、の2点を1996年内に実現させるよう求めた。エリツィンが大統領選に勝利したこともあって、この大統領令はそれなりに実行されたと指摘されている<sup>(18)</sup>。

### (3) ロシア連邦土地法典及び農業目的地取引法の制定

1993年憲法においては、市民による土地の私的所有が改めて確認されるとともに、所有者による土地の処分の自由が規定された。既往の土地法令のうち1993年憲法の規定に矛盾する内容をもつものは廃止又は改正を求められた<sup>(19)</sup>。最重要課題は、新しい「ロシア連邦土地法典」の制定だった。

状況は、ロシアの土地改革プロセスが実質的に完了し、その結果を恒久的な法制度に落とし込んでいく段階に入ったが、土地改革を巡る改革派と保守派の対立は続いた。連邦議会における土地法典案の審議では、土地、特に農地等の自由な取引を認めるか否かが最大の争点となった。新土地法典案の連邦議会下院での審議は1994年に始まったが、保守派が優勢の議会で作成される法案は、エリツィン大統領が受入可能な内容ではなく、同大統領在任中には新土地法典は成立しなかった。

新土地法典が成立したのは2001年であり、連邦議会での審議開始から7年が経っていた。成立の背景には、チェチェン紛争への対処で国民的な支持を得て2000年に大統領に就任したプーチンの下で、連邦議会下院においても、現在の「統一ロシア」につながる政権与党の優位が確立されたことが大きく寄与していた。

プーチン大統領は、2000年1月の年頭教書において土地法典の早期成立の必要性を強調した。プーチンは農地等の取引を認めない下院の土地法典案には反対だったが、土地取引の完全自由化に否定的という点では議会と立場を同じくしていた。土地法典案の議会審議の焦点となった農地等の取引関係の規定を土地法典から外し、中道派の支持を得られるものとするとともに、農地等の取引については別法で対応するという対議会戦術も功を奏し、新土地法典は2001年9月に下院、10月に上院で可決され、プーチン大統領の署名を経て同月中に成立、施行された。

土地法典から切り離された農地等の取引に関する規定については、「農業目的地取引法」という別の法律にまとめられることになった。2002年頃までには、議会や世論の大勢は「農用地の取引は規制の下で容認」との方向性でコンセンサスが成立していた。農業目的地取引法の政府案は2002年2月に下院に提出された。下院では、農地所有の上限面積を郡の35%から10%に引き下げるほか、外国人には農地の所有を認めず賃貸借のみを許容するとの修正を行った<sup>(20)</sup>。農業目的地取引法は、2002年6月に下院、同年7月に上院で可決され、プーチン大統領の署名を経て成立し、翌2003年の1月から施行された。

### 3. ロシアの土地に関連する現行法制度

#### （1）基本法制（憲法、民法）

ロシア連邦憲法は、前述のとおり1993年に制定された。土地に関しては、私的所有権を保障するとともに、所有者に土地の処分の自由を認めている。

具体的には、第9条第2項において「土地その他の天然資源は、私有、国有、地方自治体有その他の形態の所有の対象となる」と規定し、第36条において、①市民及びその団体は土地に関する私的所有の権利を有すること、②土地その他の天然資源の占有、使用及び処分は、環境に害を及ぼさず、他の者の権利や法的利益を害さない限り、その所有者によって自由に行われること、③土地の使用に係る条件及び手続きは、連邦法に基づいて定められること、を規定している。

ロシア連邦民法典は、4部に分かれ、1994年から2008年までかけて制定された。土地に関しては、第1部に第17章「土地に対する所有権その他の物権」が置かれている。同章の第260条においては、土地区画の所有権者に、法令による特段の制限のない限り土地区画の売却、贈与、抵当権設定、賃貸等の処分の自由を認めるとの原則を定める一方で、農業目的地については、その目的の範囲内で用いられなければならない旨を規定している。

土地区画の売買や賃貸借等に係る法律関係は、民法典に定められる物権法や債権法の基本原則に律せられる。一例を挙げれば、民法典第8条の1第2項には、「国家登記制度の下に置かれる財産に対する権利は、当該権利の登記の時から発生する」と規定されており、登記が土地に対する所有権等の権利の成立要件とされている。不動産の賃貸借契約については、民法典第609条第2項にこれを国家登記制度の下に置く旨が規定されている。

## (2) 土地法制（土地法典，農業目的地取引法）

### 1) ロシア連邦土地法典

ロシア連邦土地法典（2001年10月25日付け連邦法典第136-FZ<sup>(21)</sup>）。以下「土地法典」という）の内容は私法的な規定から行政法的な規定まで多岐にわたる。本稿の主たる関心は農地制度にあることから、最初に土地の権利主体について確認した上で、「農業目的地」をはじめとする土地の類型区分に関する規制について整理する。

#### (i) 土地の権利主体

土地法典においては、第5条で、「土地関係の当事者」として、ロシアの土地を巡って権利義務関係の主体となりうる者を定めている。まず「土地関係の当事者は、自然人、法人、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体及び地方自治体である」（第1項）と規定するとともに、「外国人、無国籍者及び外国籍の法人が土地区画の所有権を取得する権利については、本法典その他の連邦法によって定められる」（第2項）としている。

外国人等による土地区画の所有権の取得に関しては、土地法典では「外国人、無国籍者及び外国籍の法人は、連邦法に従って大統領が定めるリストに掲載された国境隣接地域、その他連邦法で定める特別の地域においては、土地区画を所有することができない」（第15条第3項）と規定されており、それ以外の土地については原則として外国人等にも所有権の取得が認められると考えられるが、農業目的地については、農業目的地取引法において外国人等は所有権を取得することができない旨が定められている。

土地法典第43条第1項には「自然人及び法人は、本法典その他の連邦法に異なる定めのない限り、土地区画に対する自らに帰属する権利を自己の判断において行使することができる」と規定されており、土地区画の所有者は、連邦法による規制がない限り、自らの所有に属する土地区画について売買や賃借権の設定等の処分を自由に行うことができると解されている<sup>(22)</sup>。そして、土地法典第27条第3項において「土地区画の取引に係る制限の内容は、本法典その他の連邦法において定める」と規定した上で、同条第6項において農業目的地の取引は農業目的地取引法で規制する旨を定めている。

#### (ii) 土地の類型区分

土地法典においては、土地について、その目的に応じて下記の七つの類型（категория）を定めており（第7条第1項）、ロシア連邦のすべての土地はそのいずれかに区分される。土地はそれぞれの類型の目的に即して利用されなければならないとされており、類型区分の変更に対しては、後述するように、土地法典その他の連邦法による規制が課されている。

- ① 農業目的地（земли сельскохозяйственного назначения）
- ② 都市・集落地（земли населенных пунктов）
- ③ 産業、エネルギー、交通、通信、ラジオ放送、テレビ放送及び情報通信のための土地、宇宙活動遂行のための土地、国防及び安全保障のための土地、その他特別の目的のための

土地（земли промышленности, энергетики, транспорта, связи, радиовещания, телевидения, информатики, земли для обеспечения космической деятельности, земли обороны, безопасности и земли иного специального назначения）（以下「産業・国防等目的地」）

- ④ 特別保護地（земли особо охраняемых территорий и объектов）
- ⑤ 森林ファンド地<sup>(23)</sup>（земли лесного фонда）
- ⑥ 水利ファンド地（земли водного фонда）
- ⑦ 保留地（земли запаса）

### （iii）農業目的地

農業目的地については土地法典の第14章に具体的な規定が置かれている。「農業目的地」の定義は<sup>(24)</sup>、「都市・集落の境界の外にあって、農業の用に供され、又は当該目的に供することを予定されている土地」と規定されている（第77条第1項）。農業目的地には、具体的には「農用地、経営体内の道路、通信、有害な影響から土地を保全するための森林植生の用に供される土地及び水利設備に供される土地並びに農産物の生産、保管及び一次加工のために用いられる建物、建築及び施設の用地」が含まれる（同条第2項）。

「農用地」（сельскохозяйственные угодья）<sup>(25)</sup>については、「農用地—すなわち、耕地、採草地、放牧地、休耕地及び多年生樹木植栽地（果樹園、ぶどう園等）は、農業目的地の中にあって、利用における優先性を有し、特別の保護の下に置かれる」と規定されている（第79条第1項）。

### （iv）土地の類型区分の変更

土地法典においては、土地の類型区分の変更は、連邦あるいはその下のレベルの行政機関が行うこととされており、具体的には、土地の所有権が属する者に応じてどのレベルの行政機関が土地区分の変更を行う権限を有するかが定められている。

原則としては、ロシア連邦の所有に属する土地であれば連邦政府、連邦構成主体（共和国、地方、州など）の所有地であれば連邦構成主体の執行機関、地方自治体（連邦構成主体の下の郡、市など）の所有地又は私有地であれば地方自治体の機関が、それぞれ土地の類型区分の変更の権限を有するとされている。ただし、農業目的地については権限を有する機関のレベルが一部で引き上げられており、地方自治体有及び私有の農業目的地については、土地の類型区分の変更を行う権限を有するのは、地方自治体ではなく、連邦構成主体の執行機関とされている（土地法典第8条第1項）。

土地の類型区分の変更に係る手続きは、具体的には2004年12月21日付け連邦法第172-FZ「土地又は土地区画の類型区分の変更について」（以下「土地類型区分変更法」）<sup>(26)</sup>によって定められている。担当機関は関係者からの申請に対して可否の判断を行うことになる。ところで、同法では、網羅的ではないが、第2章（第7条～第13条）において、土地の類型ごとに類型区分の変更が許容される場合（この場合原則は変更不可となる）や、逆に許容さ



れない場合（原則として変更可となる）を示している<sup>(27)</sup>。農業関係では、農用地を農業目的地以外の類型区分に変更する場合について規定があり（同法第7条）、他の類型区分への変更が許容される場合を下記のとおり列举する形の規定となっている<sup>(28)</sup>。

【土地類型区分変更法】

第7条第1項 農用地に属する土地又はその構成部分である土地区画を、農業目的地から他の類型区分に変更することは、以下の各号列記に係る場合に限って認められる。

- ① 土地の保全
- ② 特別保護自然地域の設立又は自然保護、歴史・文化、レクリエーションその他の特に価値の高い目的の用地への土地の編入
- ③ 都市・集落の境界の設定又は変更
- ④ 産業施設の設置であって、その台帳価格が郡・市の平均価格を上回らない土地への設置である場合、又はそれ以外の土地への設置となるが他に選択肢のない場合であって本条第2項に定める土地への移転に該当しない場合
- ⑤ 農業生産に適さない土地の森林ファンド、水利ファンド又は保留地への編入
- ⑥ 道路、送電線、通信線、石油パイプライン、ガスパイプラインその他のパイプライン、鉄道線路、その他類似の施設（以下「線状施設」という）の建設であって、線状施設の建設中に使用された農用地の再生につき、所定の手続きに従い承認された計画を備えている場合
- ⑦ ロシア連邦の国際的な義務の履行並びに国防及び国家安全保障の確保に関し、所要の施設の設置について他に選択肢のない場合
- ⑧ 天然資源の採掘であって、承認された土地の再生計画を備えている場合
- ⑨ 社会施設、住民生活施設、保健施設又は教育施設の設置であって、他の選択肢のない場合

第7条第2項 農用地に属する土地又はその構成部分である土地区画であってその台帳価格が郡市の土地の平均価格を50%以上上回るもの及び土地法典第79条第4項に定める特に価値のある生産性の高い農用地については、農業目的地から他の類型区分への変更は、本条第1項第3号、第6号、第7号及び第8号に該当する場合を除き、これを認めない。

土地類型区分変更法第7条第1項において、農用地を農業目的地以外の類型区分に変更することを原則的には禁止とし、特定の場合にのみ許容することとした上で、同条第2項において価値の高い農用地について類型区分の変更が認められる場合を特に厳しく限定している背景には、農用地は農業生産目的を優先して利用すべきであり、特に優良な農用地は重点的に保全すべきであるというという考え方がある。この点については土地法典第79条に以下のとおり規定されている。

【土地法典】

第79条第1項 農用地—すなわち、耕地、採草地、放牧地、休耕地、多年生樹木の植栽地

は、農業目的地の中であって、利用において優先されるとともに、特別の保護の下に置かれる。

第79条第4項 特に価値の高い農用地、例えば、研究・教育機関の農用地、台帳価格が郡・市の平均を上回る農用地は、連邦構成主体の法律に従って、他の目的への使用が認められない土地のリストに掲載される。

## 2) 農業目的地取引法

農業目的地取引法（2002年7月24日付け連邦法第101-FZ「農業目的地の取引について」）<sup>(29)</sup>は、土地法典第27条に基づき農業目的地の取引に係る規制について定める特別法である。主な内容としては、農業目的地の所有に係る規制、取引（売買、賃貸借等）に関する規制、共有持分権に関する規制などがあるので、本稿執筆時点における最新（2018年12月27日付けロシア連邦法第503-FZによる改正後）の条文に即して、以下順次その詳細を見ていこう。

### （i）農業目的地取引法の適用範囲等

農業目的地取引法においては、農業目的地に含まれる土地区画の所有や利用に係る関係を規制するとともに、農業目的地に含まれる土地区画や土地区画の共有持分の取引に適用される規則を定めている（農業目的地取引法第1条第1項）。

ただし、農業目的地取引法は、すべての農業目的地に適用されるわけではない。農業目的地に含まれる土地区画であっても、住民副業経営などに用いられている土地区画には適用されない<sup>(30)</sup>。これらの土地区画の取引については、農業目的地取引法ではなく土地法典の規定が適用される（農業目的地取引法第1条第1項）<sup>(31)</sup>。

### （ii）農業目的地の所有に関する規制

外国人や外国法人、あるいはロシア法人であってもその定款資本金に対する外国人等の持分割合が50%を超える法人については、農業目的地の所有は原則として認められない<sup>(32)</sup>。一方、これらの者が所有者との賃貸借契約を通じて農業目的地を使用することは認められている（農業目的地取引法第3条）。

農業目的地の所有権を取得することができる者であっても、その所有には一定の制限が課されている。重要と考えられるのは、所有できる農用地の上限面積に関する規制である<sup>(33)</sup>。農業目的地取引法第4条第2項においては、「一の郡内において一の自然人又は法人が所有できる農用地の総面積の上限は、当該土地区画の譲渡及び（又は）取得の時点において当該郡内にある農用地の総面積の10%を下回らない範囲で連邦構成主体が定める」と規定し、具体的な基準の設定を連邦構成主体に委ねている<sup>(34)</sup>。

連邦構成主体における具体的な規制の一例としてヨーロッパ・ロシア南西部の主要農業生産地域の一つであるヴォロネジ州を取り上げる。同州においては、農用地所有の上限に係る規定は、2008年5月13日付けヴォロネジ州法第25-OZ「ヴォロネジ州の領域における

土地関係の規制について」第11条第6項に定められている。ヴォロネジ州には31の郡があるが、原則としては、一の自然人又は法人が一つの郡で所有できる農用地の総面積の上限は、郡の総農用地面積の25%と定めている。例外的に三つの郡については、郡の総農用地面積の25%を超える値で基準を設定している（ニジネデヴィツク郡50%、カンテミロフカ郡40%、ヴォロビョフカ郡30%）<sup>(35)</sup>。

外国人等に対する農業目的地の所有の禁止、あるいは、農用地の所有面積に係る上限規制への違反が判明した場合においては、違反者は土地区画を処分することを求められる。連邦構成主体の機関は、これらの規制に対する違反の事実を知った日から1月以内に、当該土地区画を競売によって売却することを求める訴訟を提起するものとされている（農業目的地取引法第5条第2項）。そして、当該土地区画を取得する意向を表明する者がいない場合には、連邦構成主体（連邦構成主体法で定める場合には地方自治体）は当該土地区画を市場価格で取得しなければならないとされている（同条第3項）。

ただし、こうした農用地の所有面積に係る上限規制については、複数の農業企業（それぞれは別々の法人格を有する）を傘下に収める親会社が、一つの郡内において複数の傘下企業に農地を所有させる形で、上限規制を実質的にすり抜けることが可能となっているとも指摘されている<sup>(36)</sup>。

### （iii）農業目的地の取引に関する規制

農業目的地に含まれる土地区画の売買に当たっては、連邦構成主体（連邦構成主体法で定める場合には地方自治体）に先買権が認められている（農業目的地取引法第8条第1項）。

このため、農業目的地に含まれる土地区画を売却しようとする者は、連邦構成主体の最高執行機関又は地方自治体の機関に対して、土地区画の価格、面積及び所在地等を示した書面をもって、当該土地区画を売却する意向を通知しなければならない（同条第2項）。

そして、連邦構成主体又は地方自治体が、当該土地区画を購入しない場合、又は通知が到達した日から30日以内に土地区画の売却者に対して書面で購入の意思を通知しない場合においては、土地区画の売却者は、1年の間、通知に示した金額を下回らない価格で土地区画を第三者に売却する権利を有するとされている（同条第3項）。

農業目的地に含まれる土地区画の賃貸借については、国家登記を経た土地区画は、持分所有に属するものも含め、賃貸借に供することができるとされている（同法第9条第1項）。賃貸借契約上の義務を適切に履行した賃借人は、法律又は賃貸借契約に異なる定めのない限り、賃貸借契約期間の満了時において、同等の条件で賃貸借契約を更新する優先的な権利を有するとされている（同条第5項）。このように、農業目的地に含まれる土地区画の賃貸借については、所有権の売買と比較して自由に行うことができるとともに、賃借人の利益に対して一定の考慮が払われている。

### （iv）農業目的地の共有持分権に係る規制

ソ連時代には、コルホーズやソフホーズが占有・使用する土地は、無償・無期限の使用が

認められた国有地だった。こうした土地は土地改革の過程でコルホーズの構成員等の集団所有とされ、構成員等に共有持分権が配分されたが、留意すべきは、配分された共有持分権は、それまでコルホーズ等が占有してきた土地を多くの者が所定の割合で共有する抽象的な持分権であり（まれに割合が定められない場合もある）、個人ごとに土地の具体的な区画を特定した所有権ではなかったことである。

多数の者が集団で共有する農業目的地については、共有持分権の行使に当たって持分権者間の調整が不可欠であり、単独での権利行使は難しいことから、農業目的地取引法にはこれを前提として権利義務関係を処理するための規定が設けられている。一方、集団所有の農業目的地の共有持分権については、その賃貸借契約の取扱いや権利者が不明となってしまった共有持分権（権利行使のない土地持分）の処理といった土地改革の経緯とも関係する重要な問題があり、これらに対応した規定も設けられている。以下具体的に見て行こう。なお、共有持分権の賃貸借契約の取扱いや権利行使のない土地持分の処理については、ここでは現行の農業目的地取引法の規定内容に絞って記述し、その実態については第4節で改めて記述する。

#### i) 農業目的地の共有持分権の行使に係る現行法の規定

農業目的地に含まれる土地区画の共有持分の取引に対しても民法典の規定（共有一般について規定した第16章など）が適用されるが、農業目的地に含まれる土地区画の持分権者の数が5人を上回る場合においては、民法典の規定は農業目的地取引法第12条、第13条及び第14条に定める特例に留意して適用される（農業目的地取引法第12条第1項）。

持分所有に属する農業目的地の占有、利用及び処分は、原則として持分権者総会の決定に基づいて行うこととされている（同法第14条）

農業目的地の共有持分権者は、原則として、土地持分に基づいて土地区画の分割を行った後でなければ、自己の判断で持分を処分することができない。ただし、持分権を持分所有に係る土地区画を使用している農業組織や当該土地区画に係る他の共有持分権者に譲渡することなど、当該土地区画を巡る法的関係に本質的な変更を加えない処分は、土地区画の分割を行わなくても自己の判断で行うことができ、他の持分権者への通報も要しないとされている（農業目的地取引法第12条第1項、第2項）。

農業目的地に含まれる土地区画の持分権者は、自ら有する土地持分に基づき土地区画の分割を求める権利を有しており、土地区画の分割・形成は、持分権者総会の決定に基づいて行われる（同法第13条第3項）。

#### ii) 農業目的地の共有持分権の賃貸借の取扱い

農業目的地取引法制定前には、土地の共有持分権を対象として賃貸借契約を締結することができ、土地改革の初期には広く行われていた<sup>(37)</sup>。しかし、農業目的地取引法においては農業目的地の共有持分権は賃貸借契約の対象として認められないこととなった。同法で認められたのは国家登記簿に登録された土地区画の賃貸借であり（同法第9条第1項）、賃貸

借契約の対象となりうるのは境界が画定された具体的な土地区画に限られた。

これに伴い、農業目的地取引法制定前に締結された土地の共有持分権の賃貸借契約は、民法典及び農業目的地取引法第9条第2項<sup>(38)</sup>の規定に適合するように措置されなければならないとされた（同法第16条第1項）。これに対応するためには、例えば最も一般的と思われる、農業組織がかつてのコルホーズ構成員等（やその相続人）の集団所有に属する土地を使用する場合においては、対象となる土地区画すべてについて、境界画定が必要であればこれを行い、登記を完了した上で、持分権者総会から委任を受けた代表者と農業組織の間で土地区画の賃貸借契約を締結し、当該賃貸借契約の登記を行わなければならないこととなった。こうした措置は、現行の農業目的地取引法では「本法施行の日（筆者注：2003年1月28日）から8年以内」に行うこととされている（同法第16条第1項）<sup>(39)</sup>。

### iii) 権利行使のない土地持分の処理

共有持分権については、土地改革の過程での混乱やその後の年月の経過などによって権利者が不明となってしまったものも少なくない。このような共有持分権の処理については2010年の改正で追加された農業目的地取引法第12条の1に規定されている。

同条においては、自然人の所有に属する土地持分であって、当該自然人が3年以上の期間継続して賃貸借に供さず、その他の態様においても使用していない土地持分は、それが登記されている場合を除き「権利行使のない土地持分」<sup>(40)</sup>として認定することができるものとされている（同条第1項）。また、土地改革の過程で行われた農用地の私有化に関する地方自治体の決定の中で持分権者に関する情報が示されていない土地持分についても同様である（同条第2項）。

農業目的地取引法第12条の1に定める権利行使のない土地持分の認定手続きは、概略以下のとおりである。

まず、持分所有に属する土地区画の所在する市町村の機関は、その土地持分が権利行使のない土地持分とされる可能性のある者のリストを作成し、これを一定の期間公示するとともに、持分権者総会の承認を受けるものとされる。

自分が根拠なくリストに掲載されていると考える者は、市町村の機関に書面で異議を提出するとともに、持分権者総会において自己の権利を主張することができる。当該リストが持分権者総会で承認されれば、それ以降、当該リストに掲載された土地持分権者は権利を行使していないものとみなされる。持分権者総会が所定の期間内に決定を行わない場合には市町村において当該リストを承認する。

市町村の機関は、以上の手続きによって権利行使がないものと認められた土地持分について、市町村が所有権を有することを承認するよう求める訴えを裁判所に提起することができ、裁判の結果、土地持分の所有権が市町村に属することが確定した後は、当該土地区画をしかるべき農業生産者に再配分する等により、当該土地区画の適切な利用を図っていくことになる。

### （3）農業生産主体に係る法制度

土地制度と関連の深い農業生産主体に係る法制度についても簡単に整理しておく。

#### 1）農業組織

コルホーズやソフホーズについては、前述のとおり、1991年12月大統領令を受けて組織形態を市場経済下の法人組織に改める措置が講じられた。コルホーズ等の後継組織は農業組織と総称されている。農業組織の法的形態は、2000年代に外部からの投資やインテグレーションの進展などを背景として、「組合から会社（特に非公開型の会社）へ」という変化が進んだ。農業組織の法人形態別構成比は、2003年においては農業生産協同組合50.4%、有限責任会社15.2%、閉鎖型株式会社10.3%、公開型株式会社5.5%だったが、2011年には有限責任会社49.8%、農業生産協同組合27%、閉鎖型株式会社7.3%、公開型株式会社6.2%へと変化している<sup>(41)</sup>。

これらの法人形態については、現行法ではロシア連邦民法典に根拠が置かれている<sup>(42)</sup>。民法典第4章第2節（第66条～第106条）には商事会社に関する規定が置かれ、合名会社、合資会社、有限責任会社、株式会社（公開型及び閉鎖型）等の組織が定められている。また同章第3節（第107条～第112条）には生産協同組合に関する規定が置かれている。

#### 2）農民経営

ロシアの農民経営の最初の根拠法は、1990年に制定された「ロシア共和国農民経営法」だった。現行の根拠法は、2003年11月6日付けロシア連邦法第74-FZ「農民（フェルメル）経営について」（以下「現行農民経営法」）である<sup>(43)</sup>。

現行農民経営法においては、農民経営は「血族及び（又は）姻族関係によって結びつき、共有の財産を有し、共同で、自ら従事して生産その他の事業活動（農産物の生産、加工、保管、輸送及び販売）を行う市民の結合体」と定義されている（農民経営法第1条第1項）。

ロシア共和国農民経営法においては、農民経営は法人とされていたが、現行農民経営法においては、農民経営は法人を形成することなく事業活動を行う旨規定されており（第1条第3項）、農民経営は法人格を有さない。一方、現行農民経営法においては、国家登録を行うことが農民経営としての成立要件とされている（第5条）。

#### 3）住民副業経営

現行の根拠法は、2003年7月7日付けロシア連邦法第112-FZ「住民副業経営について」である<sup>(44)</sup>。同法において、住民副業経営は、「農産物の生産及び加工に係る非企業的な活動の形態」（第2条第1項）であり、「市民により、また市民とその家族構成員との協力により、個人消費を充足する目的で、住民副業経営を営むために提供され及び（又は）取得された土地区画において営まれるものである」（同条第2項）と定義されている。そして「市民は土地区画に係る権利の国家登記を行ったときから住民副業経営を行う権利を有する。住

民副業経営の登録は求められない」(同法第3条第2項)とされている。このように、住民副業経営の存在は、これを営むために分与された土地の登記をもって確認され、農民経営とは違って経営体そのものの登録は求められていない。

## 4. ロシアの土地(農地)を巡る現状と変化

### (1) ロシア土地白書に見る現状と変化

ロシアの土地を巡る現状については、ロシア連邦経済発展省に置かれた連邦登記・台帳・地図作成庁が「ロシア土地白書」を毎年公表しているので、本稿執筆時点で最新のロシア土地白書2016年版(数値は2017年1月1日現在)で現状を整理するとともに、過去の土地白書からここ10年の変化を把握する。

#### 1) ロシアの土地の類型・地目区分別面積

ロシア連邦の土地の総面積は17億1,252万haである<sup>(45)</sup>。最初に、ロシア連邦土地法典に定める類型区分別の土地面積を見ると、農業目的地3億8,361万ha(22.4%)、都市・集落地2,038万ha(1.2%)、産業・国防等目的地1,742万ha(1.0%)、特別保護地4,725万ha(2.8%)、森林フォンド地11億2,626万ha(65.8%)、水利フォンド地2,807万ha(1.6%)、保留地8,953万ha(5.2%)となっている。最大の面積を占めるのが森林フォンド地、次いで農業目的地で、両者合計でロシアの土地全体の88.2%に達する<sup>(46)</sup>。

次に、地目(угодья)区分別の土地面積を見てみよう<sup>(47)</sup>。地目は、大きく「農用地」(сельскохозяйственные угодья)と「非農用地」(несельскохозяйственные угодья)に分けられる。さらに「農用地」は、耕地、休耕地、多年生樹木植栽地、採草地、放牧地に分けられる。また、「非農用地」は、林地、林木植栽地、道路敷地、建物敷地、水底地、沼沢地、荒廃地、その他の土地に分けられる<sup>(48)</sup>。農用地の総面積は2億2,204万haであり、内訳は、耕地1億2,271万ha、休耕地492万ha、多年生樹木植栽地190万ha、採草地2,402万ha、放牧地6,849万haである。また、「非農用地」の総面積は14億9,049万haであり、内訳は、林地8億7,071万ha、林木植栽地2,631万ha、道路敷地811万ha、建物敷地606万ha、水底地7,229万ha、沼沢地1億5,454万ha、荒廃地106万ha、その他の土地3億5,149万haとなっている<sup>(49)</sup>。

ある類型区分に含まれる土地の内訳を地目で区分することもできる。第1表で類型区分「農業目的地」の地目別内訳を見てみよう。農業目的地の総面積383.6百万haのうち、農用地は197.7百万ha(農業目的地の51.5%)を占めている。農用地の内訳は、耕地116.2万ha(農用地の58.8%)、休耕地4.4百万ha(同2.2%)、多年生樹木植栽地1.2百万ha(同0.6%)、採草地18.7百万ha(同9.5%)、放牧地57.2百万ha(同28.9%)である。農業目的地から農用地を除いた残りの186百万ha(同48.5%)は、林地、林木植栽地、道路敷地、建物敷地、水底地、その他の土地で構成されている<sup>(50)</sup>。

第1表 農業目的地の内訳（2017年1月1日現在）

| 土地の種類  |          | 面積(百万 ha) | 構成比(%) |
|--------|----------|-----------|--------|
| 計      |          | 383.6     | 100.0  |
| 農用地    |          | 197.7     | 51.6   |
| 内訳     | 耕地       | 116.2     | 58.8   |
|        | 休耕地      | 4.4       | 2.2    |
|        | 多年生樹木植栽地 | 1.2       | 0.6    |
|        | 採草地      | 18.7      | 9.5    |
|        | 放牧地      | 57.2      | 28.9   |
| 林地     |          | 24.7      | 6.4    |
| 林木植栽地  |          | 19.2      | 5.0    |
| 道路敷地   |          | 2.3       | 0.6    |
| 建物敷地   |          | 1.1       | 0.3    |
| 水底地    |          | 13.1      | 3.4    |
| その他の土地 |          | 125.4     | 32.7   |

資料：ロシア土地白書 2016 年版 13 頁表 1.3 を筆者が和訳の上体裁を整えたもの。

ロシア連邦の地目「農用地」の総面積が 222.0 百万 ha であるのに対し、類型区分「農業目的地」内の地目「農用地」の面積は 197.7 百万 ha であり、両者の間には 24.3 百万 ha の差がある。これは「農業目的地」以外の類型区分に含まれる農用地の面積の計である。例えば、類型区分「都市・集落地」には 8.7 百万 ha の農用地が含まれており、都市・集落地の総面積 20.4 百万 ha の 42.9%を占めている。

## 2) ロシアの土地の所有権の帰属－類型区分別状況

ロシア連邦の土地を、類型区分別・所有別に整理したものが第2表である。

土地を所有権の帰属先で見ると、ロシア連邦の総土地面積 17 億 1,252 万 ha のうち、国公有（国又は地方自治体の所有）地が 15 億 7,910 万 ha（92.2%）と圧倒的に多く、私有地は 1 億 3,342 万 ha（7.8%）にとどまる。

第2表 ロシア連邦の土地の類型区分別・所有別賦存状況（2017年1月1日現在）

| 類型区分      | 総面積（万 ha） | うち国公有地面積 | 私有地面積  | 私有地割合（%） |
|-----------|-----------|----------|--------|----------|
| 計         | 171,252   | 157,935  | 13,317 | 7.8      |
| 農業目的地     | 38,361    | 25,563   | 12,798 | 33.4     |
| 都市・集落地    | 2,038     | 1,550    | 488    | 23.9     |
| 産業・国防等目的地 | 1,742     | 1,713    | 29     | 1.7      |
| 特別保護地     | 4,725     | 4,724    | 1      | 0.0      |
| 森林ファンド地   | 112,626   | 112,626  | 0      | 0.0      |
| 水利ファンド地   | 2,807     | 2,807    | 0      | 0.0      |
| 保留地       | 8,953     | 8,952    | 1      | 0.0      |

資料：ロシア土地白書 2016 年版 46-47 頁表 1.11（国公有地面積）及び 170-171 頁付表 1（総面積）より筆者作成。私有地面積及び割合は筆者計算（私有地面積＝総面積－国公有地面積）。

類型区分別の私有地の面積は、農業目的地に属するものが 1 億 2,798 万 ha、都市・集落地に属するものが 488 万 ha、産業・国防等目的地に属するものが 29 万 ha であり、類型区分の土地の総面積に占める私有地の割合は、農業目的地が 33.4%、都市・集落地が 23.9%、



産業・国防等目的地が1.7%となっており、最も私有地の割合が高い農業目的地でも、全体の3分の2は国公有地である。特別保護地、森林ファンド地、水利ファンド地、保留地については、私有地はごくわずかで、ほぼすべてが国公有地となっている。

また、同表から私有地の総面積1億3,342万haに対する各類型区分の私有地の割合を見ると、農業目的地に属する私有地（1億2,798万ha）が私有地総面積の95.9%を占めているのに対し、その他は都市・集落地に属する私有地（488万ha）が3.7%、産業・国防等目的地に属する私有地（29万ha）が0.2%とわずかである。次項で見るように、都市・集落地に属する私有地の大半も、実は住民副業経営等の農業生産主体の所有となっていることを考えると、1990年代のロシアの土地改革は、実質的には農業部門に限定された土地改革だったと言える。

### 3) ロシアの私有地の所有構造－農業目的地に着目した現状の把握

ロシア連邦に存在する私有地について、主な類型区分別、所有者別に現状（2017年1月1日現在）を整理したものが第3表である。

第3表 ロシア連邦の私有地の内訳（2017年1月1日現在）

|                          | 私有地の総面積   | 自然人所有地の面積 |              |             |            |      |
|--------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|------------|------|
|                          |           | 自然人所有地計   | 集団所有計        | 集団所有内訳      |            |      |
|                          |           |           |              | 集団的持分所有     | 集団的共有      |      |
| 全類型区分(万 ha) (1)          | 13,317.1  | 11,406.5  | 8,617.5      | 8,556.5     | 61.0       |      |
| うち農業目的地(万 ha) (2)        | 12,798.0  | 10,974.1  | 8,611.7      | 8,550.9     | 60.8       |      |
| 同, 都市・集落地(万 ha) (3)      | 487.7     | 427.8     | 5.3          | 5.1         | 0.2        |      |
| 農業目的地に属する私有地の構成比(%) (4)  | 100.0     | 85.7      | 67.3         | 66.8        | 0.5        |      |
| 都市・集落地に属する私有地の構成比(%) (5) | 100.0     | 87.7      | 1.1          | 1.0         | 0.0        |      |
|                          | 自然人所有地の面積 |           |              |             |            |      |
|                          | 個別所有計     | 個別所有内訳    |              |             |            |      |
|                          |           | 農民経営      | 農産物生産を行う個人企業 | 住民副業経営      | 農産物生産を行う市民 | 菜園   |
| (1)                      | 2,789.0   | 568.0     | 108.2        | 606.8       | 1,420.3    | 85.8 |
| (2)                      | 2,362.5   | 566.3     | 107.3        | 295.3       | 1,332.6    | 60.9 |
| (3)                      | 422.6     | 1.6       | 0.9          | 311.5       | 83.6       | 24.9 |
| (4)                      | 18.5      | 4.4       | 0.8          | 2.3         | 10.4       | 0.5  |
| (5)                      | 86.6      | 0.3       | 0.2          | 63.9        | 17.1       | 5.1  |
|                          | 法人所有地の面積  |           |              |             |            |      |
|                          | 法人所有計     | 内訳        |              |             |            |      |
|                          |           | 農業目的地の持分権 | 農業組織         | 法人格を有する農民経営 | 非農業企業・その他  |      |
| (1)                      | 1,910.6   | 131.5     | 1,525.3      | 169.0       | 84.8       |      |
| (2)                      | 1,823.8   | 131.5     | 1,511.1      | 168.4       | 12.9       |      |
| (3)                      | 59.9      | 0.0       | 13.6         | 0.6         | 45.8       |      |
| (4)                      | 14.3      | 1.0       | 11.8         | 1.3         | 0.1        |      |
| (5)                      | 12.3      | 0.0       | 2.8          | 0.1         | 9.4        |      |

資料：ロシア土地白書 2016年版 43頁表 1.10 を筆者が要約したもの。

同表に示すとおり、ロシアの私有地のほとんどは類型区分では農業目的地に属しており、一部が都市・集落地内で特定の主体によって所有される構造になっている。このため、農業目的地について考察することを通じてロシアの私的土地所有の基本的な構造を把握し、必要な場合に都市・集落地についても併せて考察することによって全体の理解を深めることとしたい。

#### （i）農業目的地の私的所有の大枠

農業目的地に属する私有地の総面積は、1億2,798万haである。このうち自然人の所有地が1億974万haで、農業目的地に属する私有地全体の85.7%を占める（以下に示す構成比は、原則として農業目的地に属する私有地全体に対する割合）。これに対し、法人の所有する農業目的地の総面積は1,824万ha（14.3%）である。

自然人の所有は、さらに集団所有と個別所有の二種類に分類される<sup>(51)</sup>。集団所有は、多数の自然人の集団による土地の共有であり、個別所有は、境界の画定された土地区画を、一人の自然人が所有する（又は少数の自然人が共有する）ものである<sup>(52)</sup>。これらに属する農業目的地の面積は、集団所有が8,612万ha（67.3%）、個別所有が2,362万ha（18.5%）となっている。既に見たように、ロシアの土地改革における土地の私有化は、農業目的地の私有化とほとんどイコールだが、私有の農業目的地の中で3分の2を上回る最大の割合を占めているのは自然人による集団所有である。

#### （ii）自然人による農業目的地の所有

##### i）集団所有

集団所有は、ソ連時代にはコルホーズ等が占有・使用していた国有地を、土地改革の過程でコルホーズの構成員等の集団に共有させる形で私有化したものである。

第3表に示すとおり、集団所有には集団的持分所有と集団的共有という二つの形態がある。両者の違いは、集団的持分所有では共有者の持分割合が定められているのに対し、集団的共有では持分割合の定めがない点にあるが、共有者ごとに具体的な土地区画が特定されていないことは両者に共通している。農業目的地の面積で見ると、集団所有のほとんどは集団的持分所有の形を取っており、集団的持分所有の8,551万ha（農業目的地に属する私有地の66.8%）に対し、集団的共有は61万ha（同0.5%）とわずかである。

集団所有の対象となっている土地については、共有している自然人との契約を通じて、農業組織がこれを使用し、農業生産を行っている場合が多いと考えられるが、問題となるのはその契約の形態である。前述のとおり、農業目的地取引法においては農業目的地の共有持分の賃貸借契約を認めず、これを土地区画の賃貸借契約に改めることを求めた。この対応は同法の施行（2003年）から8年以内に行われなければならないとされているので、2019年の現時点においては「土地の共有持分の賃貸借」はすべて「土地区画の賃貸借」に切り替えられ、賃貸借契約は登記されているはずである。しかし、実際には農業組織の多くは土地区画の賃貸借契約への切替えも賃貸借契約の登記も行わず、共有持分権の賃貸借契約のままで

土地を使い続けていると指摘されている<sup>(53)</sup>。

ロシア土地白書 2010 年版（数値は 2011 年 1 月 1 日現在）によれば，農業組織が占有する集団所有地の総面積 100.8 百万 ha，共有持分権者数 9.4 百万人のうち農業目的地取引法施行後に登記されたものは，面積で 19.1 百万 ha，共有持分権者数で 0.4 百万人と一部に限られており，共有持分権の賃貸借契約から土地区画の賃貸借契約への切替えと賃貸借契約の登記が進んでいない状況が示されている<sup>(54)</sup>。

また，集団的持分所有とされる農業目的地については，その少なからぬ部分が「権利行使のない土地持分」となっている。その発生原因としては，土地改革の過程で交付されるはずの権利証書が交付されなかった場合や，持分権配分後の長年月の経過に伴い持分権者の移住や死亡が発生する中で権利者が不明になった場合などが考えられる。前述のとおり，この問題の改善を図るため，2010 年の農業目的地取引法改正で第 12 条の 1 が追加された。権利行使のない土地持分の総面積は，法改正直後の 2011 年 1 月 1 日現在では 2,396 万 ha（集団的持分所有に属する農業目的地の 23.9%）だったが，2017 年 1 月 1 日現在では 1,663 万 ha（同 19.4%）となっている。権利行使のない土地持分は減少を続けているが，その総面積は依然として大きい。

## ii) 個別所有

個別所有は，一人あるいは少数の自然人が，土地の持分ではなく，境界の画定された土地区画を所有するものであり，土地改革の過程で具体的な土地区画の分与を受けて形成されたものである。ここでは，「農民経営」と「住民副業経営」に着目したい。

### (a) 農民経営

第 3 表においては，農民経営を二つの類型に分けて掲載している。第一の類型が現行農民経営法に基づく法人格を有さない農民経営である。これが所有する土地の面積は，同表では「自然人所有地の面積」の中の「農民経営」に掲げられており，農業目的地は 566 万 ha（全類型区分の土地では 568 万 ha）となっている。

第二の類型は法人格を有する農民経営である。これは既に廃止されたロシア共和国農民経営法（旧農民経営法）において，農民経営は法人格を有するとされていたことの名残である<sup>(55)</sup>。第二の農民経営が所有する土地の面積は，第 3 表では「法人所有地の面積」の中の「法人格を有する農民経営」に掲げられている。所有する農業目的地の面積は 168 万 ha であり，それ以外の類型の土地の所有はわずかである。

後ほど見る全ロシア農業センサスで「農民経営」と呼ばれるのは，第一と第二の農民経営を合わせたものなので，両者が所有する土地の面積の合計を示すと，農業目的地では 735 万 ha（全類型区分の土地では 737 万 ha）となる。農業目的地に属する私有地の総面積に占める割合は 5.7%にとどまる。

なお，全ロシア農業センサスなどの統計で第一と第二の農民経営に準じるものとして扱われるのが「個人企業」である。ロシア土地白書では「農産物生産を行う個人企業」がこれ

に当たると思われる<sup>(56)</sup>。第3表に示すとおり、「農産物生産を行う個人企業」の所有する農業目的地の土地の面積は107万ha（全類型区分の土地では108万ha）である。第一と第二の農民経営にこれを加えても、所有する農業目的地に属する私有地の合計面積は842万haであり、私有農業目的地の総面積の6.6%にとどまる。農民経営の創設はロシアの土地改革の最重要課題の一つだったが、土地の所有面積という観点からは、ロシアの農業生産主体の中で農民経営が占める割合は、現状においても小さい。

一方、ロシア土地白書においては、農民経営（第一＋第二）に限定して、土地の占有・使用面積を示している（数値は全類型の土地の値で、農業目的地のみの値は示されていない）。これによると、農民経営（第一＋第二）が占有・使用する土地区画の総面積は1,850万haである。このうち私有地の面積が737万haとされ、これは上述した第一と第二の農民経営が所有する全類型区分の土地の面積と一致している。残りの1,113万haは、すべて国公有地を賃貸借等の形で使用しているものである<sup>(57)</sup>。

このロシア土地白書のデータから、農民経営は国公有地の賃貸借等を通じて自己所有地以上の面積の土地を確保していることがわかる。他方、農民経営は当然ながら私有地も借りていると思われるが、土地白書では言及されていない。この点については全ロシア農業センサスのデータが参考になると思われるので、後ほど確認したい。

#### （b）住民副業経営

第3表には、土地を個別所有する自然人の類型として、前述の農民経営や個人企業のほかに、「住民副業経営」、「農産物生産を行う市民」、「菜園」を掲げている。これらは、いずれも「自給を主目的とする農業生産主体」という点において共通性を有し、企業的な農業生産主体とされる農民経営等とは別のカテゴリーにまとめられる<sup>(58)</sup>。ここでは、住民副業経営法に根拠をもち定義が明確な「住民副業経営」を取り上げる。

第3表に示すとおり、住民副業経営の所有する土地の面積は、全類型区分の土地で見ると607万haである。そのうち農業目的地に属するものが295万haであるのに対し、都市・集落地に属するものが312万haで、都市・集落地に属する土地の方が多くなっていることが特徴である。

ロシア土地白書においては、農民経営と同様に、住民副業経営による土地の占有・使用状況の数値（全類型の土地の値）を示している。これによると、住民副業経営の占有する土地の総面積は799万haである。このうち私有地が607万haであり、前述の住民副業経営が所有する全類型区分の土地の面積と一致している。残りの192万haは賃貸借等を通じて使用する国公有地である<sup>(59)</sup>。農民経営と比べて、自ら所有する土地の面積に対して賃借等している国公有地の面積が小さいが、これは企業的な農民経営と自給を主目的とする住民副業経営の性格の違いによるものであり、後者における経営規模拡大志向の低さを示すものであろう。

なお第3表は、都市・集落地に属する私有地の86.6%は、「住民副業経営」、「農産物生産等を行う市民」及び「菜園」という、何らかの農業生産を目的とする者に所有されているこ

とも示している。その多くでは農業生産が行われていると考えられるので、ロシアにおいては、農業生産に用いられていない市街地の場合、そのほとんどは国公有地であって私有地はわずかしかない、ということになる。

### (iii) 法人による農業目的地の所有

法人による農業目的地の所有については、第3表では「農業目的地の持分権」と「農業組織」の所有地に注目したい。

農業組織は、コルホーズ等の後身に当たる農業企業であり、土地については、その多くが土地改革によって構成員等の集団所有とされたため、これらの集団所有者から土地を借りる形で農業生産を行っている場合が多いと考えられる（前述のとおり、法律上正しい形は土地区画の賃貸借だが、実態は法律上認められていない共有持分権の賃貸借が多いとみられる）。これほど一般的ではないが、権利者が土地の持分権を農業組織の資本金の一部として現物出資する場合もある。その場合には土地の持分権は農業組織が所有することになる。第3表には、農業目的地のうち法人が所有する「農業目的地の持分権」が132万ha存在することが示されているが、その多くはこの資本金への出資のケースと考えられる。

もう一つの「農業組織の所有」は、土地の持分権ではなく、具体的な土地区画を農業組織が自ら所有するものである。第3表に示すとおり、農業組織自らの所有に属する農業目的地の面積は、2017年1月1日現在で1,511万haである。

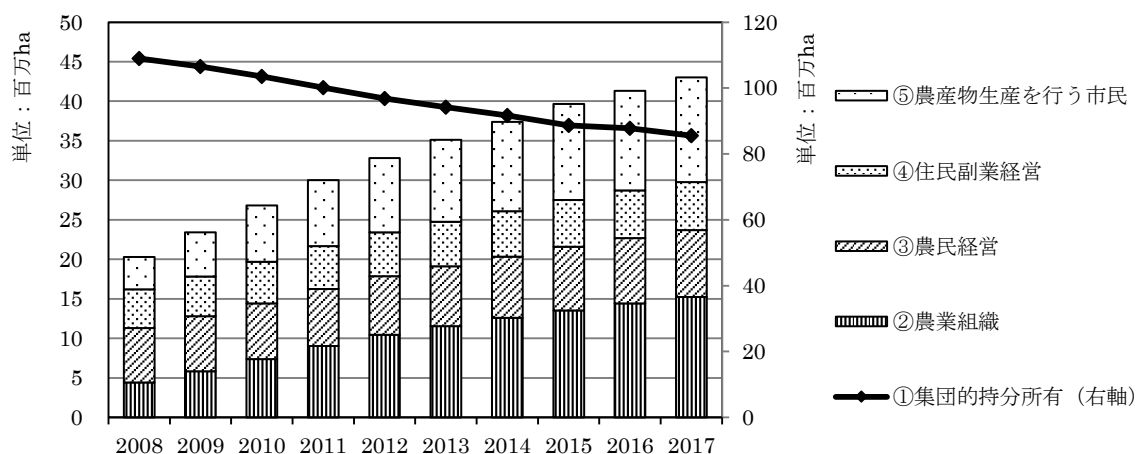
## 4) ロシアの私有地の所有構造－最近10年間の変化

第3表の元になる表は、ロシア土地白書の2007年版（データは2008年1月1日現在）から最新の2016年版（同2017年1月1日現在）まで継続して掲載されているので、これを用いて最近10年間のロシアの私的土地所有構造の変化を見てみよう。

具体的には、第3表から面積の大きい①集団的持分所有地、②農業組織所有地、③農民経営（自然人＋法人＋個人企業）所有地、④住民副業経営所有地、⑤農産物生産を行う市民の所有地を取り上げ<sup>60)</sup>、2008年から2017年までの面積の変化を第2図にまとめた。その際、土地の類型区分との関係では、住民副業経営の所有地は都市・集落地に属するものが少なくないことを考慮して、農業目的地ではなく全類型区分で面積を把握した。

第2図に示すとおり、2008年から2017年の間に、①の集団的持分所有地の面積が減少を続ける一方で、②～⑤は増加を続けている。2008年と2017年を比較すると、①が1億897万haから8,557万haへと2,341万ha減少しているのに対し、②～⑤は、合計で2,031万haから4,302万haへと2,271万ha増加しており、増減面積はおおむね均衡している。

ここから指摘できることは、土地改革の結果主流となった「コルホーズ等の土地は構成員等の集団所有とし、コルホーズ等を継承した農業組織は、構成員等から土地の共有持分を借りる形で土地の利用（農業生産）を継続する」という土地の所有・利用形態が依然として主流ではあるものの、その面積は減少傾向にあり、他方で個人や法人による具体的な土地区画の所有・利用への転換が徐々に進んできている、ということである。所有と利用の分離から一体化への変化ということもできよう。



第2図 ロシアの私的土壌所有の構造的変化

資料：ロシア土地白書2007年版から2016年版より筆者作成。

注：データは各年1月1日現在（白書の“A”年版には“A+1”年1月1日現在のデータが掲載されている）。

②～⑤の変化を個別に見ると、増加が大きいのは、②農業組織所有地（1,083 万 ha 増）と⑤農業生産を行う市民の所有地（913 万 ha 増）であり、③農民経営所有地（156 万 ha 増）と④住民副業経営所有地（119 万 ha 増）は相対的に変化が少なかった。

そのうち②の農業組織所有地の増加は、後ほど見るアグロホールディングの動向と通底する現象と考えられ<sup>(61)</sup>、ロシアで進行している企業による大規模な農地保有の拡大の一端を示しているのではないかと推測される。一方、⑤については具体的な実態がわからないが、農業組織の活動停止によって働く場を失った従業員（土地持分の所有者）が、法律上要件の定められている農民経営にも住民副業経営にも該当しない形で自給的な農業生産を行っているのではないかと推測される。

②と⑤の変化が示唆するのは、農業組織の土地所有・利用における部分的な両極化の進行である。土地白書には私有地の所有者類型別の面積に係る連邦構成主体別のデータは掲載されていないため、地域別の具体的な状況はわからないが、仮説的には、農業生産の条件に恵まれ、相応の収益性を期待できる地域の農業組織においては、外部資本の流入も相まって、従来型の集团的共有地の共有持分の賃借等を通じた土地利用（所有と利用の分離）から、農業組織自身による土地の所有・利用の一体化への変化が進んでいること<sup>(62)</sup>、他方で農業生産の条件に恵まれない地域においては、農業組織が活動を停止し、残された元従業員等が持分権を背景として何らかの形で土地を利用し、自給的な農業生産によって生計を維持する、という状況が少なからず発生していること、が推測される。

なお、③の農民経営、④の住民副業経営の所有地の面積は大きく変化していない。この点については、既に触れたように、農民経営では所有よりも賃貸借等によって土地面積を拡大していること、住民副業経営については主目的が自給であり規模拡大志向が少ないことが理由と考えられる。

## (2) 全ロシア農業センサスに見る農業構造の変化

ソ連解体後のロシア連邦においては、2006年と2016年の2回「全ロシア農業センサス」（以下「農業センサス」）が実施されている。両年のデータを比較することにより、ロシアの農業構造の変化、具体的には、農業生産主体の経営体類型（農業組織、農民経営等、住民経営）<sup>(63)</sup>別の経営体数や占有・使用する土地面積の変化とその地域別動向を把握したい。

なお、前述のロシア土地白書が基本的に所有面積を示すのに対し、農業センサスが示すのは占有・使用面積である。調査の方法や時点に違いがあるため、両者のデータには厳密な対応関係はないものの、両者の数値の差異は、所有権以外の権原に基づく土地の利用実態などを示唆するものとして考察する意味があると思われる。

### 1) 連邦全体の動向

第4表にロシアのすべての農業生産主体が占有する土地とそのうちの農用地について、総面積とこれに占める各経営体類型のシェアの変化を示した。農業生産主体が占有している土地の面積であり、調査年に実際に使用しているか否かを問わない。

第4表 農業生産主体の土地・農用地の総面積と経営体類型別のシェアの変化（ロシア連邦）

|                         | 2006年      |       |         |          | 2016年      |       |         |          |
|-------------------------|------------|-------|---------|----------|------------|-------|---------|----------|
| 全生産主体の土地の総面積            | 4億5,060万ha |       |         |          | 3億4,836万ha |       |         |          |
| 同農用地の総面積                | 1億6,599万ha |       |         |          | 1億4,266万ha |       |         |          |
| 生産主体の経営体類型              | 農業組織       | 農民経営等 | 住民経営    |          | 農業組織       | 農民経営等 | 住民経営    |          |
|                         |            |       | 住民副業経営等 | 市民の非営利団体 |            |       | 住民副業経営等 | 市民の非営利団体 |
| 農用地総面積に占める各経営体類型のシェア(%) | 79.7       | 14.5  | 5.3     | 0.5      | 63.2       | 27.7  | 8.5     | 0.5      |

資料:2006年及び2016年ロシア農業センサス各第3巻より筆者作成。

注1)「農民経営等」は「農民経営」と「個人企業」の合計。「住民副業経営等」は「住民副業経営」と「市民の個人的経営」の合計。

注2)2016年のロシア連邦の数値にはクリミア（連邦構成主体としてはクリミア共和国及びセヴァストポリ市）の値を含む。具体的な数値は、クリミア共和国が「全生産主体の土地の総面積」115万ha、「同農用地の総面積」111万ha、セヴァストポリ市が同じく2万ha、1.5万haであり、連邦全体に占める割合は1%以下にとどまる。

同表に示すとおり、ロシアのすべての農業生産主体が占有する土地の面積は、2006年と2016年を比較すると、総土地面積が4億5,060万haから3億4,836万haへ、農用地の面積が1億6,599万haから1億4,266万haへと大幅に減少した。厳密な比較はできないが、2016年版土地白書によれば農用地の総面積が2億2,204万haなので、地目が農用地であっても農業生産主体によって利用はもとより占有もされていない土地が2016年の時点で8千万ha程度存在することになる。

第4表で農業生産主体が占有する農用地の総面積に占める農業生産主体の経営体類型別のシェアの変化を見ると、2006年には農業組織79.7%、農民経営等14.5%、住民副業経営等5.3%、市民の非営利団体0.5%だったが、2016年には農業組織63.2%、農民経営等27.7%、住民副業経営等8.5%、市民の非営利団体0.5%となっており、農業組織のシェアが低下する一方で、農民経営等と住民副業経営等のシェアが上昇しており、特に農民経営等のシェア

の上昇が顕著である。

次に第5表と第6表で、ロシアの農業生産主体の類型別の経営体数と土地の利用面積に係る連邦全体の数値の変化を確認しよう。

第5表 農業組織、農民経営等の経営体数と土地面積（ロシア連邦）

|                           | 2006 年 |         |         |        | 2016 年 |         |         |        |
|---------------------------|--------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|--------|
|                           | 農業組織   | 農民経営等   |         |        | 農業組織   | 農民経営等   |         |        |
|                           |        | 計       | 農民経営    | 個人企業   |        | 計       | 農民経営    | 個人企業   |
| 経営体数（単位：1経営体）             | 59,208 | 285,141 | 253,148 | 31,993 | 36,048 | 174,765 | 136,719 | 38,046 |
| うち調査年に農業活動を行ったもの（a）       | 40,627 | 147,496 | 126,208 | 21,288 | 27,521 | 115,597 | 90,150  | 25,447 |
| その総数に占める割合（%）             | 68.6   | 51.7    | 49.9    | 66.5   | 76.3   | 66.1    | 65.9    | 66.9   |
| 総土地面積（万 ha）               | 41,026 | 2,937   | 2,597   | 340    | 29,078 | 4,331   | 3,788   | 543    |
| うち農用地                     | 13,229 | 2,414   | 2,159   | 256    | 9,018  | 3,958   | 3,505   | 453    |
| うち実際に使用されているもの（b）         | 9,795  | 2,009   | 1,790   | 219    | 8,019  | 3,629   | 3,237   | 392    |
| 1経営体当たり農用地面積：実質値（b/a, ha） | 2,411  | 136     | 142     | 103    | 2,914  | 314     | 359     | 154    |

資料：2006年及び2016年ロシア農業センサス各第2巻及び第3巻より筆者作成。

注．2016年のロシア連邦の数値にはクリミアの値を含む。クリミア共和国の値を例示すると、経営体数は農業組織が498、農民経営等が2,156であり、連邦全体に占める割合は1%強にとどまる。

第6表 住民経営の経営体数と土地面積（ロシア連邦）

|                           | 2006 年  |        |          |                  | 2016 年  |        |          |                  |
|---------------------------|---------|--------|----------|------------------|---------|--------|----------|------------------|
|                           | 住民副業経営等 |        |          | 市民の<br>非営利<br>団体 | 住民副業経営等 |        |          | 市民の<br>非営利<br>団体 |
|                           | 計       | 住民副業経営 | 市民の個人的経営 |                  | 計       | 住民副業経営 | 市民の個人的経営 |                  |
| 総数（単位：万経営体）（c）            | 2,280   | 1,746  | 534      | 8.0              | 2,350   | 1,752  | 597      | 7.6              |
| うち調査年に農業活動を行ったもの（a）       | 2,022   | 1,500  | 522      | 7.4              | 1,875   | 1,382  | 494      | 6.8              |
| その総数に占める割合（単位：%）          | 88.7    | 85.9   | 97.9     | 92.7             | 79.8    | 78.8   | 82.6     | 89.0             |
| 総土地面積（万 ha）               | 971     | 890    | 81       | 125              | 1,312   | 1,203  | 108      | 115              |
| うち農用地（d）                  | 876     | 813    | 63       | 80               | 1,218   | 1,131  | 86       | 72               |
| 総土地面積のうち放棄されていないもの（b）     | —       | 843    | —        | 98               | 1,164   | 1,063  | 102      | 93               |
| 1経営体当たり農用地面積：名目値（d/c, ha） | 0.38    | 0.47   | 0.12     | 9.90             | 0.52    | 0.65   | 0.14     | 9.46             |
| 1経営体当たり土地面積：実質値（b/a, ha）  | —       | 0.56   | —        | 13.18            | 0.62    | 0.77   | 0.21     | 13.84            |

資料：2006年及び2016年ロシア農業センサス各第2巻及び第3巻より筆者作成。

注1) 「総土地面積のうち放棄されていないもの」は、住民副業経営等については土地の総面積から「土地の総面積のうち放棄された土地区画の面積」を引いた値、市民の非営利団体については「土地の総面積のうち団体構成員が使用する土地区画の面積」である。2006年についてはデータが一部しか掲載されていない。

注2) 2016年のロシア連邦の数値にはクリミアの値を含む。クリミア共和国の値を例示すると、住民副業経営等の経営体数は37万であり、連邦全体に占める割合は1%強にとどまる。

経営体数については、第5表に示すとおり農業組織では総経営体数が59,208から36,048へ、そのうち調査年に農業活動を行ったものが40,627から27,521へといずれも大きく減少している。また農民経営等においても、総経営体数が285,141から174,765へ、調査年に農業活動を行った経営体が147,496から115,597へと大きく減少しており、同様の傾向を示している。また、第6表で住民副業経営等の動きを見ると、総経営体数が2,280万から2,350万に増加する一方で、調査年に農業活動を行った経営体は2,022万から1,875万に減少している。総経営体数の増加と農業活動を行った経営体の減少は、住民副業経営等の中では「住民副業経営」、「市民の個人的経営」に共通している。

土地については、第5表及び第6表で「実際に使用されている農用地」の総面積を経営



体類型別に見ると、農業組織では 9,795 万 ha から 8,019 万 ha へ 1,776 万 ha 減少したのに対し、農民経営等では 2,009 万 ha から 3,629 万 ha へ 1,620 万 ha 増加した。また、住民副業経営等の農用地面積は、2006 年と 2016 年を比較できる数値を見ると、農用地の総面積が 876 万 ha から 1,218 万 ha へ 342 万 ha 増加し、住民副業経営の総土地面積のうち放棄されていない面積が 2006 年の 843 万 ha から 2016 年の 1,063 万 ha へ 220 万 ha 増加している。実際に使用されている農用地は、活動を縮小又は停止した農業組織から農民経営や住民副業経営等に（とりわけ前者に）移っているとみられる。

1 経営体当たりの農用地面積は、農業組織では 2,411ha から 2,914ha へ、農民経営等では 136ha から 314ha へ、住民副業経営では 0.47ha から 0.65ha へ、市民の個人的経営では 0.12ha から 0.14ha へと、いずれの経営体類型においても拡大した。特に農民経営等の 1 経営体当たり面積の拡大が顕著である。住民副業経営等の 1 経営体当たり土地面積は、拡大したとはいえ依然きわめて小さい<sup>(64)</sup>。

農業組織や農民経営等に共通する経営体数の大幅な減少と 1 経営体当たり農用地面積の拡大は、これらの経営体の淘汰と生き残った経営体の発展を示すものだが、こうした現象は農民経営等において特に顕著である。そして、農業組織が使用する総農用地面積の減少と農民経営等が使用する総農用地面積の増加は、活動を停止した農業組織に代わって農民経営等が地域の商業的な農業生産を担うケースが多いことを示している。

一方、住民副業経営等における経営体数の増加と総農用地面積の拡大は、農業組織の淘汰が進む中で職を失った農民が、生計を維持するために自給的な農業生産を行う場合が増えたことを示していると推測される。特に、「市民の個人的経営」と総称される既存の法制度からは外れた経営体において、経営体数が大きく増加する一方で実際には農業活動を行っていないものが少なくなく、1 経営体当たり農用地面積も極めて小規模となっていることは、農業組織等の淘汰に伴う実質的な失業者が農村に残されている実態を示唆するものと考えられる。

## 2) 地域別動向

次に、農業生産主体とそれが利用する農用地を巡る変化における地域差を見てみたい。ロシア連邦の地域区分としては、自然・経済地理的条件を的確に反映した地域区分である「経済地区」を用いることとし<sup>(65)</sup>、第 7 表において、すべての農業生産主体が実際に使用する農用地の面積を、2006 年時点と 2016 年時点で経済地区別に比較した。より正確な地域比較の観点から、ここではクリミアは対象から除いている

ロシア連邦全体の農用地の総面積（クリミアを除いた値）は、2006 年の 1 億 2,548 万 ha に対し 2016 年には 1 億 2,410 万 ha であり、変化量は 138 万 ha 減、減少率 1.1%と変化は比較的小さかった。しかし経済地区別に見ると、それは地域ごとの大きな変化が相殺された結果であることがわかる。

2006 年と 2016 年を比較すると、沿ヴォルガ（402 万 ha 増）、北カフカス（145 万 ha 増）、中央黒土（69 万 ha 増）、極東（61 万 ha 増）の各経済地区では農業生産主体が実際に

使用する農用地面積が増加していたのに対し、その他の経済地区では減少していた。特にウラル（242 万 ha 減）、西シベリア（219 万 ha 減）、中央（119 万 ha 減）の各経済地区では減少面積が 100 万 ha を上回った。

第7表 農業生産主体が使用する農用地の面積の変化（全経営体類型・経済地区別）

（単位：万 ha）

| 経済地区      | 2006   | 2016   | 変化量   | 変化率（%） |
|-----------|--------|--------|-------|--------|
| ロシア連邦     | 12,548 | 12,410 | ▲ 138 | ▲ 1.1  |
| 沿ヴォルガ     | 2,502  | 2,904  | 402   | 16.1   |
| 北カフカス     | 1,919  | 2,063  | 145   | 7.5    |
| 中央黒土      | 999    | 1,067  | 69    | 6.9    |
| 極東        | 225    | 286    | 61    | 27.1   |
| 北西        | 159    | 135    | ▲ 23  | ▲ 14.6 |
| 北方        | 109    | 69     | ▲ 40  | ▲ 36.4 |
| 東シベリア     | 873    | 799    | ▲ 74  | ▲ 8.5  |
| ヴォルガ・ヴァトカ | 551    | 453    | ▲ 98  | ▲ 17.7 |
| 中央        | 953    | 834    | ▲ 119 | ▲ 12.5 |
| 西シベリア     | 2,128  | 1,909  | ▲ 219 | ▲ 10.3 |
| ウラル       | 2,132  | 1,890  | ▲ 242 | ▲ 11.3 |

資料：2006 年及び 2016 年ロシア農業センサス各第 3 巻より筆者作成。

注：すべての経営体類型の農業生産主体が当該年に使用した農用地の総面積。クリミアの数値は除いた。

農業生産主体が実際に使用する農用地面積が増加した経済地区は、極東を除き、ヨーロッパ・ロシア地域にあって大消費地や輸出拠点に近く、多くが肥沃な黒土地帯に属し、気温や降水量にも比較的恵まれた、農業生産にとって良好な条件を備えた地域であり、冬小麦を中心とした穀物生産や、養鶏・養豚を中心とする畜産が盛んである<sup>(66)</sup>。一方、農業生産主体が実際に使用する農用地面積が減少した経済地区は、ウラル、西シベリア、東シベリアといった、温暖な時期が短く降水量も少ないため春小麦を中心とした粗放的な穀物生産が行われており、大消費地や輸出拠点からは遠く離れている地域や、中央、ヴォルガ・ヴァトカ、北方、北西といった、ヨーロッパ・ロシア北部に位置し、非黒土地域で土壌は肥沃ではなく、高緯度で気候は冷涼・湿潤なため、酪農が農業の中心となり、穀物、特に小麦の生産にはあまり適さない地域である。

2006 年と 2016 年の比較からは、農業生産主体が実際に使用する農用地の面積は、農業生産にとって地理的条件や気候、土壌などの自然条件に相対的に恵まれた経済地区において増加する一方で、これらの条件に恵まれない地域においては減少していたことがわかる。

こうした変化を更に経営体類型（農業組織、農民経営等、住民経営）に分解したものが第 8 表である<sup>(67)</sup>。2006 年と 2016 年の間に、ロシア連邦全体では、農業組織が使用する農用地は 9,795 万 ha から 7,960 万 ha へと 1,835 万 ha（18.7%）減少したのに対し、農民経営等が使用する農用地は 2,009 万 ha から 3,606 万 ha へと 1,596 万 ha（79.4%）増加し、住民経営が使用する農用地は 744 万 ha から 826 万 ha へと 82 万 ha（11.1%）増加した。農民経営等が使用する農用地の面積の増加が顕著であり、農業組織が使用する農用地の減少面積の 87%をこれが埋め合わせる形となった。

ロシア土地白書 2016 年版によれば農民経営（個人企業を含まない）が占有・使用する土

地区画の総面積は 1,850 万 ha (うち自己所有地 737 万 ha, 国公有地の賃貸借 1,113 万 ha) であるのに対し, 2016 年農業センサスによれば農民経営 (個人企業を含まない) が使用する農用地の面積が 3,237 万 ha であることから考えれば<sup>(68)</sup>, 農民経営は, 自己所有地と国公有地の賃貸借のほかに 14 百万 ha 程度の私有地を借り入れて経営規模を拡大しているのではないかと推測される<sup>(69)</sup>。

第8表 農業生産主体が使用する農用地の面積の変化 (経営体類型別・経済地区別)

(単位: 万 ha)

| 経済地区      | 農業組織  |       |         |         | 農民経営等 |       |       |         | 住民経営 |      |      |         |
|-----------|-------|-------|---------|---------|-------|-------|-------|---------|------|------|------|---------|
|           | 2006  | 2016  | 変化量     | 変化率 (%) | 2006  | 2016  | 変化量   | 変化率 (%) | 2006 | 2016 | 変化量  | 変化率 (%) |
| ロシア連邦     | 9,795 | 7,960 | ▲ 1,835 | ▲ 18.7  | 2,009 | 3,606 | 1,596 | 79.4    | 744  | 826  | 82   | 11.1    |
| 沿ヴォルガ     | 1,817 | 1,580 | ▲ 237   | ▲ 13.1  | 625   | 1,171 | 546   | 87.4    | 60   | 149  | 89   | 148.7   |
| 北カフカス     | 1,440 | 1,319 | ▲ 121   | ▲ 8.4   | 416   | 633   | 217   | 52.1    | 63   | 100  | 38   | 60.3    |
| 中央黒土      | 795   | 800   | 6       | 0.7     | 151   | 221   | 70    | 46.5    | 53   | 46   | ▲ 7  | ▲ 13.4  |
| 極東        | 140   | 162   | 22      | 16.0    | 39    | 93    | 54    | 140.0   | 46   | 29   | ▲ 17 | ▲ 37.1  |
| 北西        | 132   | 105   | ▲ 27    | ▲ 20.3  | 8     | 13    | 6     | 72.8    | 19   | 17   | ▲ 2  | ▲ 10.8  |
| 北方        | 89    | 55    | ▲ 35    | ▲ 39.0  | 6     | 9     | 2     | 34.8    | 13   | 6    | ▲ 7  | ▲ 53.3  |
| 東シベリア     | 679   | 468   | ▲ 211   | ▲ 31.1  | 90    | 170   | 80    | 89.2    | 104  | 160  | 56   | 53.8    |
| ヴォルガ・ヴァトカ | 480   | 360   | ▲ 120   | ▲ 24.9  | 32    | 58    | 26    | 79.4    | 39   | 35   | ▲ 4  | ▲ 10.0  |
| 中央        | 833   | 671   | ▲ 162   | ▲ 19.5  | 56    | 119   | 63    | 112.1   | 64   | 43   | ▲ 20 | ▲ 32.1  |
| 西シベリア     | 1,649 | 1,223 | ▲ 426   | ▲ 25.8  | 357   | 589   | 233   | 65.2    | 123  | 96   | ▲ 27 | ▲ 21.6  |
| ウラル       | 1,742 | 1,217 | ▲ 525   | ▲ 30.2  | 260   | 529   | 269   | 103.2   | 130  | 144  | 14   | 10.8    |

資料: 2006 年及び 2016 年全ロシア農業センサス各第 3 巻より筆者作成。

注 1) 各類型の農業生産主体が当該年に使用した農用地の総面積。クリミアの値は除いた。

注 2) 「農民経営等」は農民経営と個人企業の合計。住民経営の数値は筆者計算 (全経営類型 - (農業組織 + 農民経営等))。

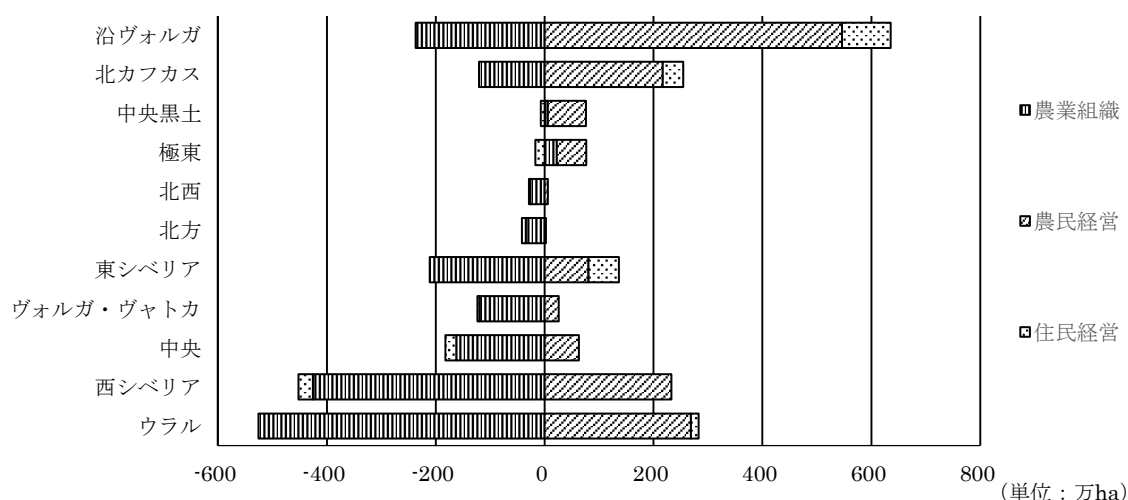
さらに第 3 図 (第 8 表から農業生産主体が使用する農用地の面積の 2006 年と 2016 年の間における変化量を取り出してグラフ化したもの) で各経済地区の変化を見ると, 農業組織の使用する農用地の面積がほとんどの経済地区において減少する一方で, 農民経営等の使用する農用地の面積はすべての経済地区で増加している。そして農業組織と農民経営等の使用する農用地面積の増減の程度には明確な地域差がある。

両年の間に農業生産主体が使用する農用地の総面積が増加した沿ヴォルガ, 北カフカス, 中央黒土, 極東の各経済地区を見ると, 沿ヴォルガと北カフカスにおいては, 農業組織の使用する農用地面積の減少を農民経営等が使用する農用地面積の増加が大きく上回った結果, 農業生産主体が使用する農用地の総面積が増加していた。また中央黒土と極東においては, 農業組織が使用する農用地面積が若干増加する一方で農民経営等が使用する農用地面積はそれ以上に増加していた。

他方, 2006 年と 2016 年の間に農業生産主体が使用する農用地の総面積が減少した連邦構成主体においては, 農民経営等が使用する農用地の面積は増加していたが, 農業組織の使用する農用地面積の減少がこれを大きく上回ったため, 結果として農業生産主体が使用する農用地の総面積が減少していた。

第 8 表に示すように, 農用地を利用し農業生産を行う主体として中核をなすのは農業組

織であり、農民経営は補完的な存在であるという基本構造は、各地域ともまだ維持されている。しかし第3図は、そのような基本構造の中で農業組織のウェイトが低下し、農民経営等のウェイトが増大するという変化が全国的に生じていることを示している。そして農業生産の条件に恵まれた経済地区においては、農業組織が使用する農用地面積の縮小を肩代わりする以上に農民経営等が使用する農用地面積を拡大させ、地域全体として使用される農用地が拡大しているが、農業生産の条件に恵まれない経済地区においては、農業組織の使用する農用地面積の縮小を農民経営等が肩代わりしきれず、地域全体として使用される農用地の縮小が進んでいる。



第3図 農業生産主体が使用する農用地面積の変化量  
(経営体類型別・経済地区別)

資料：第8表と同じ。

さらに、各経済地区における農業組織が使用する農用地の総面積の減少と農民経営等が使用する農用地の総面積の増加の背景にどのような農業構造の変化があったのかを考えるため、第9表に農業組織と農民経営等の経営体数と1経営体当たり農用地面積の変化をロシア連邦全体及び各経済地区について整理した。

同表によると、農業組織については、経営体数がすべての経済地区で減少する一方、1経営体当たり農用地面積はすべての経済地区で拡大していた。農民経営等についても、一部の経済地区を除いて経営体数が減少する一方で、1経営体当たり農用地面積はすべての経済地区で拡大していた。第3図に示された各経済地区における農民経営等の使用する農用地の総面積の拡大は、農民経営等の経営体数が減少する中で、1経営体当たりの農用地面積の拡大が急速に進んだことによるものだった<sup>(70)</sup>。

既存経営体の淘汰と生き残った経営体の土地面積の拡大は、農業組織と農民経営に共通しているが、既に1経営体当たり数千haの農用地を使用する農業組織よりも、相対的に1経営体当たり農用地面積が小さい農民経営の方が、生き残った経営体の規模拡大志向が強いと考えられる。農民経営の規模拡大が進んだ結果、1経営体当たりの農用地面積は、例え

ば沿ヴォルガで 688ha, 西シベリアで 600ha に達しており, 企業的な農業経営主体という意味では, 大規模な農民経営と農業組織との差異は小さくなってきている。

第9表 農業組織と農民経営の構造変化

| 経済地区      | 農業組織   |        |         |                       |       |         | 農民経営    |         |         |                       |      |         |
|-----------|--------|--------|---------|-----------------------|-------|---------|---------|---------|---------|-----------------------|------|---------|
|           | 経営体数   |        |         | 1経営体当たり農用地面積 (単位: ha) |       |         | 経営体数    |         |         | 1経営体当たり農用地面積 (単位: ha) |      |         |
|           | 2006   | 2016   | 変化率 (%) | 2006                  | 2016  | 変化率 (%) | 2006    | 2016    | 変化率 (%) | 2006                  | 2016 | 変化率 (%) |
| ロシア連邦     | 40,627 | 27,070 | ▲ 33.4  | 2,411                 | 2,941 | 22.0    | 147,496 | 113,709 | ▲ 22.9  | 136                   | 317  | 132.7   |
| 沿ヴォルガ     | 5,164  | 3,405  | ▲ 34.1  | 3,519                 | 4,641 | 31.9    | 17,276  | 17,020  | ▲ 1.5   | 362                   | 688  | 90.3    |
| 北カフカス     | 6,875  | 6,081  | ▲ 11.5  | 2,094                 | 2,169 | 3.6     | 76,172  | 42,623  | ▲ 44.0  | 55                    | 149  | 171.8   |
| 中央黒土      | 3,284  | 2,004  | ▲ 39.0  | 2,419                 | 3,993 | 65.1    | 7,893   | 7,229   | ▲ 8.4   | 191                   | 306  | 60.0    |
| 極東        | 1,712  | 1,367  | ▲ 20.2  | 818                   | 1,189 | 45.2    | 5,527   | 5,551   | 0.4     | 70                    | 167  | 138.9   |
| 北西        | 1,176  | 775    | ▲ 34.1  | 1,122                 | 1,357 | 21.0    | 2,084   | 2,085   | 0.0     | 37                    | 63   | 72.7    |
| 北方        | 867    | 482    | ▲ 44.4  | 1,031                 | 1,131 | 9.8     | 1,083   | 989     | ▲ 8.7   | 60                    | 88   | 47.6    |
| 東シベリア     | 2,526  | 1,371  | ▲ 45.7  | 2,686                 | 3,410 | 27.0    | 3,631   | 6,558   | 80.6    | 248                   | 259  | 4.8     |
| ヴォルガ・ヴァトカ | 3,339  | 1,633  | ▲ 51.1  | 1,437                 | 2,206 | 53.5    | 4,032   | 3,708   | ▲ 8.0   | 80                    | 156  | 95.1    |
| 中央        | 5,670  | 3,839  | ▲ 32.3  | 1,469                 | 1,748 | 19.0    | 6,444   | 6,149   | ▲ 4.6   | 87                    | 194  | 122.3   |
| 西シベリア     | 4,542  | 2,823  | ▲ 37.8  | 3,629                 | 4,332 | 19.4    | 10,353  | 9,818   | ▲ 5.2   | 344                   | 600  | 74.2    |
| ウラル       | 5,472  | 3,290  | ▲ 39.9  | 3,183                 | 3,698 | 16.2    | 13,001  | 11,979  | ▲ 7.9   | 200                   | 442  | 120.5   |

資料: 2006 年及び 2016 年全ロシア農業センサス各第 2 巻及び第 3 巻より筆者作成。

注. 経営体数は, 当該年に農業生産活動を行った経営体の数. 1 経営体当たり農用地面積は, 前表の当該年に使用された農用地面積を経営体数で除して筆者計算. 農民経営には個人企業を含む. 経営体数・農用地面積ともにクリミアの値は除いた。

### (3) アグロホールディングによる土地集積の進行

「アグロホールディング」は, 農業分野を中心とする企業のインテグレーションにより形成された大規模な企業グループである。食品産業などの農外資本が主導する場合が多く, 2000 年前後から形成, 発展してきた。アグロホールディングについては, 確立された定義がなく, 公式の統計も存在しないため, 信頼できる情報を得ることは難しい。そうした中で, ロシアの会計監査・コンサルティング会社である BEFL が, 10 万 ha 以上の土地を保有 (所有だけでなく, 賃借その他の権原に基づく使用も含む) するアグロホールディングのランキングを掲載したレポートを 2014 年以降毎年公表している。もとより情報の確度や網羅性には限界があるが<sup>(71)</sup>, これをもとにアグロホールディングによる大土地保有の状況を紹介したい。

BEFL (2018) には, 2018 年 5 月時点で 10 万 ha 以上の農業用地<sup>(72)</sup>を保有する 55 のアグロホールディングが面積順に掲載されており, これらが保有するとされる農業用地の総面積は 12.6 百万 ha に及ぶ。そのうち上位 10 位までを抜粋するとともに, 前年の上位 10 位 (BEFL (2017)) と対比土地面積したものが第 10 表である。この表から言えることは, これらアグロホールディングの土地保有は既に巨大な面積となっていること, それにもかかわらず現在も変化を続けており順位の入れ替わりが激しいこと, である。

第 10 表所掲の 2018 年の上位 10 アグロホールディングのうち, 2017 年から 2018 年にかけて土地面積の変化がなかったのは, 前年に続いて第 1 位のプロディメクス+アグロク

ルトゥーラのみであり、第2位のミラトルグから第8位のヴァシリナまでは、統合によって新たに10位以内に浮上したものも含めて、いずれも土地面積が拡大している。一方、第9位のロスアグロと第10位のイヴォルガ・ホールディングでは土地面積が縮小した。巨大アグロホールディングの土地保有はいまだ安定的で固定化したものではなく、合従連衡は今も続いている。

第10表 ロシアの最大級の農業用地保有者（上位10位）

| 順位 | 2018年5月               |               | 順位 | 2017年4月          |               |
|----|-----------------------|---------------|----|------------------|---------------|
|    | 名称                    | 土地面積<br>(千ha) |    | 名称               | 土地面積<br>(千ha) |
| 1  | プロディメクス+アグロルトゥーラ      | 790           | 1  | プロディメクス+アグロルトゥーラ | 790           |
| 2  | ミラトルグ                 | 676           | 2  | ルスアグロ            | 670           |
| 3  | ルスアグロ                 | 675           | 3  | ミラトルグ            | 644           |
| 4  | アグロコンプレクス             | 644           | 4  | アグロコンプレクス        | 640           |
| 5  | ヴォルガ・ドン アグロインヴェスト(*1) | 452           | 5  | アク パルス ホールディング   | 505           |
| 6  | アヴァンガルド・アグロ           | 400           | 6  | イヴォルガ・ホールディング    | 489           |
| 7  | ステップ+RZ アグロ(*2)       | 380           | 7  | ロスアグロ            | 400           |
| 8  | ヴァシリナ(*3)             | 380           | 8  | アヴァンガルド・アグロ      | 390           |
| 9  | ロスアグロ                 | 377           | 9  | ステップ+RZ アグロ      | 350           |
| 10 | イヴォルガ・ホールディング(*4)     | 362           | 10 | ドミナント グループ       | 320           |

資料：BEFL(2018)6頁及びBEFL(2017)4頁の図より上位10位を筆者が抜粋。注1)はBEFL(2018)2頁、注2)～注4)は同7頁による。

注1)「保有」とは、所有と賃貸借その他の権原に基づく使用の合計。

注2)ヴォルガ・ドン アグロインヴェスト(\*1)は、2017年21位のVAPK+LAPKと同17位のアグロ・インヴェスト（スウェーデン資本）が統合したもの。

注3)ステップ+RZアグロ(\*2)は、いずれも投資会社システムの傘下であり、RZアグロにはルイ・ドレフュスの一族が役員として参加。

注4)ヴァシリナ(\*3)は、2017年には240千haで18位。

注5)イヴォルガ・ホールディング(\*4)は、既に土地に対するコントロールを失っており、傘下企業の一部は清算段階にある。

アグロホールディングの土地保有の詳細、例えば所有と貸借の割合等については事例的にしか把握できないが、長友（2015）146頁の第22表にまとめたように、所有地よりも賃借地の方が多いというアグロホールディングは少なくない。第3表に示した農業目的地に属する私有地の7割近くが「集団所有」であるという構造を前提とすれば、アグロホールディングの保有地に含まれる賃借地は、農業組織を買収して傘下に加える際に、当該農業組織が集団所有地の所有者集団と結んでいた賃貸借契約（契約の対象はしばしば土地区画ではなく共有持分権となっている）を承継した場合が多いのではないかと推測される。

#### （4）農業生産主体の構造変化と土地制度

第4節の最後に、農業生産主体の構造変化と土地制度の関係について考えてみたい。

土地改革を経て形成されたロシアの現行土地制度において最も特徴的なのは、私有の農業目的地の大半が、法的な形式の上では集団的持分所有となっていることである。集団的持分所有の土地は、土地改革前には国有地であり、コルホーズやソフホーズが無償・無期限での使用を認められていたものであるが、土地改革の結果、コルホーズ等の構成員を中心とする関係者の集団による共有とされ、土地に対して持分権を有する者は往々にして数

百人にも及ぶ。

かつてのコルホーズ等を引き継ぐ農業組織が農業生産活動を継続する場合、土地については個々の持分権者から持分を借り受ける形を取るようになる。土地の持分権を有する者が多数に及ぶため、制度的には、土地の処分については原則として持分権者総会の議決が必要となり、権利者個々人が独自の判断で持分を処分することは難しい。また、農業組織と持分権者との法律関係は往々にして曖昧なのが実態であり、制度上は土地区画の賃貸借に改め、登記をしなければならないはずが、土地持分の賃貸借のまま、登記もなく事実上継続されている場合が多いとみられる。

このように、集团的持分所有においては、個々の持分権者の地位は制度上も実態上も弱く、持分権者全体あるいは土地を利用する農業組織の経営者の意向に左右されるところが大きくならざるを得ないと考えられる。アグロホールディングによる大土地保有の形成を容易にしたのは、出資を通じて農業組織の経営を支配すれば農業組織が利用している農用地を事実上支配できる実態があるためと推測される。

また、土地の価格が安いロシアにおいて、農民経営の規模拡大が主として所有権の取得ではなく貸借によって行われていることについても、集团的持分所有が私有の農業目的地の大宗を占めていることが背景となっている可能性があると考えられる。農民経営が適当な広さの土地区画を取得したいと思っても、私有の農業目的地の多くは、相当広い面積のまとまりで集团的持分所有の対象となっているため、必要な部分を分割して買い取るようなことは難しく、容易な方法としては、法的形式は曖昧にしつつ個々の持分権者から賃借する形になるのではないかと推測される。そうであるならば、農民経営の権利関係の法的安定性という観点からは脆弱性のある枠組みである。

集团的持分所有という方式は、土地改革における農業目的地の迅速な私有化という観点からはやむを得ない形式だったと考えられるが、将来にわたる土地関係の健全な発展という観点からは課題が多い仕組みだと言わざるを得ない。

## 5. おわりに

本稿においては、ソ連解体前後に行われたロシアの土地改革の経緯、その結果として制定された現行土地法制の概要、そしてこれらを基礎として形成されたロシアの土地関係と農業生産主体の構造変化の動向を記述した。

ロシアの土地改革の推進者たちが目指したのは、農民を集団農場から解放し、自立した生産主体としてその創意を十分に発揮させることにより、農業生産に活力を取り戻すことだった。このための方策の中心と考えられたのは、集団農場から独立した農民経営を創設し、彼らが生産の中心を担う農業構造を実現することだった。しかし、現実の改革は、ソ連時代の集団農場体制の存続を志向する保守派の抵抗、改革が引き起こした経済の混乱などによって、徹底的なものとはならなかった。コルホーズ的な経営体は形を変えて存続し、農民経営の創設は限られた時期にしか実現されず、農民経営が受け取った土地も広大

なロシアの農用地の中では小さな割合にとどまった。

しかし、直接的な改革は限られたものであっても、その後も変化は続いた。その中には、改革当時意図されていた方向に進んだものもあれば、当時は意図されなかった方向に進んだものもあった。農民経営の創設は限定的であり、その後の淘汰で経営体数は更に大きく減少したが、生き残った経営体は土地を拡大し、穀物生産等の耕種農業を中心に存在感を高めている。一方、コルホーズ等を引き継いだ農業組織の方も、2000年前後の経営難の時期を経て再編・淘汰が進み、農外の投資家による支配やアグロホールディングによるグループ化が進行している。

農民経営の土地の貸借を中心とした規模拡大や、アグロホールディングによる農業組織のグループ化と大規模な土地支配については、いずれも集团的持分所有というロシアの土地改革を通じて生み出された制度が背景となっていると推測される。しかし、ロシアの農用地の集团的持分所有を巡っては、解明できていない部分がまだ少なからず残っており、さらなる実態把握が求められる。

注(1) ノーヴ（1982）49頁。藤田（1986）10頁も同様。

(2) プレジネフ政権最末期の1982年5月に「1990年までの食料プログラム」が制定され、農業生産の集団請負制が公認されたが、同プログラムの策定を実質的に担当したのは、当時ソ連共産党中央委員会の農業担当書記兼政治局員だったゴルバチョフとされる（金田（1990）68頁）。

(3) 本稿における用語としては、原則として「農業組織」を用いるが、参照・引用元の文献が「農業企業」を用いている場合にはそれに従う。

(4) 山村（1997）30-31頁。

(5) 山村（1997）16頁。

(6) 第1図のデータの出典であるロシア統計年鑑には、2001年版から2007年版まで農民経営の経営体数と土地面積のデータが掲載されていた。それ以降は掲載が途絶えている。

(7) これらの数値は、農民経営の経営体の登録数なので、経営体の実態上の減少はこれより大きい。第1図のデータとは調査方法が異なるので数字に若干ずれはあるが、2006年の全ロシア農業センサスによれば、同年7月1日現在の農民経営は253,148経営体であり、そのうち調査年に農業活動を行ったものは126,208経営体とされている。

(8) 山村（1997）76-96頁。

(9) ①及び②は12月27日付けロシア連邦大統領令第323号「ロシア共和国における土地改革実施に係る緊急措置について」Указ президента РФ от 27.12.1991 г. № 323 «О неотложных мерах по осуществлению земельной реформы в РСФСР」、③は1991年12月29日付けロシア連邦政令第86号「コルホーズ及びソフホーズの改組手続きについて」Постановление Правительства РФ от 29.12.1991 г. №86 «О порядке реорганизации колхозов и совхозов»による。

(10) 山村（1997）129頁。

(11) 山村（1997）130頁。なお、農業企業の組織形態が実質的にも変更されるのは、農業企業の債務の累積と破産処理を通じた再編が進んだ2000年代初頭以降ではないかと推測される。その時期以降、それまでは主流を占めていた農業生産協同組合が急激に減少し、代わって有限責任会社が増加する現象が起きている。

(12) 山村（1997）133頁。なお、コルホーズ等の土地の私有化に伴う持分権証書発給の具体的な実行状況や根拠法令については、シャガイダ（2010）67-70頁に詳述されている。これによると、持分権証書は1993年10月27日（下注14の大統領令の発出日）までは農業組織宛に発給するものとされていたが（農業組織内で個々の権利者に証書を配布することが想定されていたが、実際には配布されない場合も少なくなかったとシャガイダ（前掲118頁）は指摘している）、同日以降は個々の権利者宛に発給するよう改められている。山村（1997）133頁の「個々の持ち分に相当する具体的な土地区画も定められず、権利証書も発行されず、持ち分所有権に対する配当も支払われないのであるから、土地は今までもどおり「誰のものでもない」と意識されていた」という指摘は、持分権証書が個々の権利者宛でなく農業組織宛に発給されていた1993年10月までの状況を反映しているのではないかと推測される。

(13) エリツィン派は、議会（ソ連解体前に設置された人民代議員大会及び最高会議）において安定的な勢力を確保することがなく、このことが一貫してエリツィンの進めようとする改革の足かせとなり続けた。1993年には、議会に対して大統領の力を強めようとする新憲法の制定を巡って、大統領と議会の対立が激化し、9月には大統領が議会の機能を停止する措置に出た。議会側はこれに抵抗して議会ビルを占拠した。ルツコイ副大統領も議会側につき、議員たちとともに議会ビルに籠城した。この事件は10月に入って実力による衝突に発展し、最終的に大統領側が武力で議会ビルを制圧した。いわゆる「10月事件」である。

(14) 1993年10月27日付けロシア連邦大統領令第1767号「ロシアにおける土地関係の規制と土地改革の発展について」Указ Президента РФ от 27.10.1993 г. № 1767 «О регулировании земельных отношений и развитии аграрной реформы в России»

(15) 1990年のロシア共和国土地改革法では、土地の私的所有を認めつつも、処分の自由については判断を先送りし



- ていた。
- (16) 山村 (1997) 173 頁。
- (17) 1996 年 3 月 7 日付けロシア連邦大統領令第 337 号「土地に対する市民の憲法的権利の実現について」Указ Президента РФ от 07.03.1996 г. № 337 «О реализации конституционных прав граждан на землю»
- (18) 山村 (1997) 201 頁。
- (19) 1993 年 12 月 24 日付けロシア連邦大統領令第 2287 号「ロシア連邦の土地法制をロシア連邦憲法に適合させることについて」Указ Президента РФ от 24.12.1993 г. № 2287 «О приведении земельного законодательства Российской Федерации в соответствие с Конституцией Российской Федерации»
- (20) 農業目的地取引法の政府案では、国境地域でのみ外国人の農地所有を禁止していた。
- (21) Кодекс Российской Федерации от 25.10.2001 № 136-ФЗ «Земельный кодекс Российской Федерации»
- (22) ボゴリュボーヴァ他 (2015) 444-445 頁。
- (23) 「フォンド」(фонд) という言葉は、翻訳が困難なためロシア語をそのまま用いた。野部 (2003) によれば、『フォンド (фонд)』とは、英語の fund に近い意味を持つロシア語である。フォンドは、『基金、積立金、準備金』という意味の他に、『特定の目的・基準によって備蓄・集積された財貨・物品の総体』を示す言葉としても多用される(野部 (2003) 68 頁注 (4))。「森林フォンド」や「水利フォンド」は、後者の意味の「フォンド」である。
- (24) 「農業目的地」は山村理人元北海道大学教授から教示頂いた訳語である。その定義を考慮すれば、あるいは「農業用地」などとした方が耳になじむかもしれないが、「農用地」(次注参照)と混同しやすいので、本稿でも「農業目的地」を使わせて頂いた。
- (25) ロシア連邦土地法典における сельскохозяйственные угодья の定義は、我が国の「農業振興地域の整備に関する法律」第 3 条第 1 号における「農用地」の定義である「耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地」にかなり近いと思われるので、訳語として「農用地」を採用した。なお、ロシア連邦土地法典の「農用地」の定義に含まれる小類型について原語を示すと、耕地 пахня, 採草地 сенокос, 放牧地 пастбище, 休耕地 залежь, 多年生樹木植栽地 многолетние насаждения である。
- (26) Федеральный закон от 21.12.2004 г. № 172-ФЗ «О переводе земель или земельных участков из одной категории в другую»
- (27) 産業等用地については、類型区分の変更を原則自由としつつ、変更が認められない場合を列挙している(土地類型区分変更法第 9 条)。
- (28) ロシアの農用地の類型区分の変更を日本の農地転用規制との対比で説明すると、日本においては、農地転用を行うおうとする場合、農地法による農地転用許可と農業振興地域整備法による農業振興地域除外の二つの規制が適用されるところ、ロシアにおいては、農地転用許可に相当するものはないが、農業振興地域除外に相当するものとして土地の類型区分の変更だけがあるというイメージになろう。
- (29) Федеральный закон от 24.07.2002 г. № 101-ФЗ «Об обороте земель сельскохозяйственного назначения»
- (30) 農業目的地であっても農業目的地取引法が適用されない場合としては、当該土地区画を用いる者が、住民副業経営である場合、菜園(市民が団体を構成して営むもの)である場合などが挙げられている(農業目的地取引法第 1 条第 1 項第 2 パラ)。
- (31) 例えば、住民副業経営等の土地については、外国人等による農業目的地の所有規制(農業目的地取引法第 3 条)や、農業目的地の売買に当たっての連邦構成主体の先買権の規定(同法第 8 条)が適用されないことになると思われるが、住民副業経営等が占有・使用する土地面積は、2016 年全ロシア農業センサスのデータから計算すれば 1 経営体当たり 0.62ha(農用地に限れば 0.52ha)と狭小であるため(後掲第 6 表参照)、これらの規制を適用する必要性は乏しいと判断されたものと考えられる。
- (32) 農業目的地取引法第 3 条においては、外国人等による土地区画の所有権の取得が例外的に認められるケースとして、「2016 年 5 月 1 日付けロシア連邦法第 119-FZ『ロシア連邦極東連邦管区に所在する国公有の土地区画の市民への提供に関する特例及びいくつかのロシア連邦法令の改正について』に規定する場合」が定められている。同法は、極東連邦管区の国公有地について、市民からの申請に基づき 1 人当たり 1ha を上限として無償使用を認める仕組みを定めており、ロシア国民だけでなく外国人や無国籍者(いずれも自然人)も対象としている。
- (33) この規制は、農業目的地全体ではなく、その中の農用地のみに係る規制である。
- (34) ロシア連邦の地方行政組織は、連邦構成主体である州 область 等のすぐ下に市 городской округ と郡 район が置かれ、郡の下に町村 поселение が置かれる構成である。市・郡以下が地方自治体とされる。本稿で「郡」と訳した район (ライオン) は、「地区」と訳すことも多いが、日本の仕組み(県と町村の間に郡がある)との対比によるイメージしやすさも考慮して、訳語に「郡」を当てた。ただし、ロシアの「ライオン」は日本の「郡」と違って地方自治体としての実体がある。
- (35) ヴォロネジ州の総農用地面積は、ロシア土地白書 2016 年版によれば 408 万 ha である。郡ごとの農用地面積は入手できていないが、ヴォロネジ州には 31 の郡があるので、郡の平均総農用地面積を機械的に計算し、その 25% を求めると約 3.3 万 ha となる。
- (36) シャガイダ (2012) 55 頁。
- (37) シャガイダ (2010) 162 頁。
- (38) 農業目的地取引法第 9 条第 2 項においては、集団所有に属する土地区画の賃貸借契約は、持分権者総会から委任を受けた者を相手方として、総会の定めた条件に従って締結することができるとされている。
- (39) 2002 年制定当時の農業目的地取引法第 16 条においては、同法制定前に締結された土地持分の賃貸借契約は、同法施行の日から 2 年以内に民法典及び農業目的地取引法第 9 条第 2 項の規定に適合するように措置されなければならないこと、2 年以内に当該措置が講じられない場合には、当該契約には不動産信託の規定が適用され、当該契約については登記を要しないものとすることが定められていたが、この規定はその後本文の記述のとおり改正され、「登記を要しない不動産信託扱い」という措置はなくなっている。
- (40) 「権利行使のない土地持分」の原語は не востребуемые земельные доли である。
- (41) 長友 (2017) 106 頁。1992 年以降 2000 年代初頭までのロシアの農業組織の法人形態の変化については未整理。

- (42) ロシア連邦民法典は民法典と商法典が一体化された民商一元方式を採っており（小田（2015）129頁）、会社の組織形態など、我が国でいえば会社法に相当する内容も民法典に規定されている。
- (43) Федеральный закон от 11.06.2003 г. № 74-ФЗ «О крестьянском (фермерском) хозяйстве»
- (44) Федеральный закон от 07.07.2003 г. № 112-ФЗ «О личном подсобном хозяйстве»
- (45) 2014年にロシアが連邦に編入したクリミアを含む数値である。
- (46) 前年と比べ、保留地（18万ha減）、農業目的地（12.6万ha減）、森林フォンド地（6.1万ha減）が減少し、特別保護地（21.8万ha増）、産業・国防等目的地（8.3万ha増）、都市・集落地（5万ha増）、水利フォンド地（1.6万ha増）が増加している。
- (47) угодьяの訳語として、土地の名目上の用途を示すが、現況とは必ずしも一致していないという共通点に着目して仮に「地目」を当てた。両者の概念を厳密に比較したものではない。
- (48) 「非農用地」に含まれる各地目の原語は、林地 лесная площадь、林木植栽地 земля под лесными насаждениями、水底地 земля под водой、建物敷地 земля застройки、道路敷地 земля под дорогами、沼沢地 болото、荒廃地 нарушенная земля である。
- (49) 農用地及び非農用地の地目別面積の数値は、ロシア土地白書 2016年版 172-174頁の付表2による。
- (50) このパラの数値の単位は、出典資料に従い百万haとした。関連する次パラも同様である。
- (51) 自然人による土地所有の二分類はロシア土地白書によるものだが、「集団所有」と「個別所有」という名称は、それぞれの内容を踏まえて筆者が当てたものであり、ロシア土地白書で使われている用語ではない。
- (52) 「集団所有」と「個別所有に含まれる共有」との区別について、ロシア土地白書には説明はないが、農業目的地取引法第12条第1項において、「農業目的地に含まれる土地区画の共有持分の取引に対しては、ロシア連邦民法典の規定が適用される。農業目的地に含まれる土地区画の持分権者の数が5人を上回る場合においては、民法典の規定は、（中略）本法（中略）に定める特例に留意して適用される」と規定していることから、共有者の数が5人を上回る場合が「集団所有」に該当するものと推測される。
- (53) シャガイダ（2010）162頁。
- (54) シャガイダは、この土地白書の数値を土地持分の賃貸借から土地区画の賃貸借への移行が起きていないことを示すものとしている（シャガイダ（2010）180頁）。本文に示した農業組織が占有する集団所有地の総面積や、そのうち農業目的地取引法施行後に登記された面積等の数値は、ロシア土地白書の2007年版から2010年版までの4年分だけに掲載されており（具体的には2007年版 54頁表 1.15、2008年版 52頁表 1.14、2009年版 50頁表 1.14及び2010年版 51頁表 1.14）、シャガイダは2008年版を引用している。2011年以降の状況については今のところ情報を入手できていない。
- なお、上記のロシア土地白書の表にはいくつか誤りと考えられる点があるので、本文の記述では補正した。まず各年版共通の誤りとしては法律の制定年がある。本文及び本注上記で「農業目的地取引法施行後に登記された」とした箇所は、原表では「2007年7月24日付けロシア連邦法第101-FZの施行後に形成され、登記された」（下線筆者）となっているが、そのような日付・番号の組合せの連邦法は存在しない。これについては、2002年7月24日付けロシア連邦法第101-FZが農業目的地取引法なので、文脈も考えて同法の制定年を誤記したものと推測した。また数値の年次について、2007年版 54頁表 1.15は2008年、2008年版 52頁表 1.14は2008年、2009年版 50頁表 1.14は2009年、2010年版 51頁表 1.14は2010年としており、2008年が重複しているが、数値は異なっている。この点については、「農業組織が占有する集団所有地の総面積」の数値が、これらの表とともに同年次の白書の他表に同時に掲載されていることから、この数値を照合した結果、2007年版 54頁表 1.15の数値が2008年というのは正しく、2008年版以降が誤りと考えた。正しくは、2008年版 52頁表 1.14の数値の年次は2009年であり、以下2009年版 50頁表 1.14の数値は2010年、2010年版 51頁表 1.14の数値は2011年（いずれも1月1日現在）が正しいと考えられる。本文で「ロシア土地白書 2010年版（数値は2011年1月1日現在）」としたのはこれによるものである。
- (55) 現行農民経営法第23条第3項においては、当初、旧農民経営法に基づいて創設された法人格を有する農民経営は2010年1月1日まで法人としての地位を保持するとされていたが、この期限は累次改正により延長され、現在（2014年6月23日付けロシア連邦法第171-FZによる最終改正）では2021年1月1日とされている。
- (56) 「個人企業」の原語は индивидуальный предприниматель である。「農民経営」と「農業活動を行う個人企業」は、法的には別のものだが、「自然人が主体となって営利目的の農業を営む」という実態上の共通性があることから、全ロシア農業センサスにおいても、農業生産主体の一つのカテゴリーとして「農民経営及び個人企業」で括っている。
- (57) ロシア土地白書 2016年版 64-66頁、特に図1-33及び図1-34。なお、図1-33の凡例は誤っており、経営体数 количество と面積 площадь が入れ替わっている。
- (58) 全ロシア農業センサスにおいては、これらを「住民経営」（хозяйство населения）という大枠で括っている。
- (59) ロシア土地白書 2016年版 67-68頁、特に図1-35及び図1-36。
- (60) 「農業生産を行う市民の所有地」 земли, принадлежащие гражданам, занимающимся производством сельскохозяйственной продукции という項目名は、ロシア土地白書 2015年版だけで使われており、それ以外の版（2007年版～2014年版及び2016年版）では「土地区画所有者の所有地」 земли, принадлежащие собственникам земельных участков やそれに近い項目名が使われている。他の項目については名称に変更がなく、それぞれのデータの推移にも断絶は見られないので、「土地区画所有者の所有地」と「農業生産を行う市民の所有地」はおそらく同一項目であると思われるが、特段の説明はない。とりあえず「農業生産を行う市民の所有地」という項目名を採用したが、この項目に含まれるものの実態については、確たることはわからない。
- (61) 筆者が2017年7月にクルスク州で訪問したアグロホールディング傘下の穀物生産企業では、現状で農地約4万haを保有し、約3万haが所有地、約1万haが賃借地だが、所有地を増やすようにしているとのことだった。
- (62) 同時に、農業生産の条件に恵まれた地域においては持分権者の権利意識も高いことから、農業組織による土地の自己所有化との間でせめぎ合いがあることにも留意する必要がある。
- (63) 全ロシア農業センサスにおける経営体類型の定義は、基本的には本稿3.の（3）に記述した関係法令の内容が踏

襲されているが、留意すべき点を補足すると以下のとおり（詳細な定義は2016年全ロシア農業センサス第1巻第1分冊432-433頁に記載されている）。

- 「農民経営等」：センサスでは「農民経営及び個人企業」とされているが、本稿では「農民経営等」と略称した。センサスでは、「農民経営」については本稿でも記述した現行農民経営法上の定義を用いており、「個人企業」（индивидуальный предприниматель）については、「ロシア民法典第23条に基づく国家登録の時から法人を構成することなく、国家登録証明書において『全ロシア経済活動分類』に基づき業種を農業と申告した、企業活動を行う市民（自然人）」と定義されている。
- 「住民経営」（хозяйство населения）：①住民副業経営、②その他の市民の個人的経営、③菜園等の市民の非営利団体において土地を有する形で行われる市民の経営の3類型がこれに含まれる。それぞれの定義は次のとおり。
- ①住民副業経営（личное подсобное хозяйство）：本稿でも記述した住民副業経営法上の定義を用いている。
- ②その他の市民の個人的経営：i）個人住宅建設のための土地区画を400平方メートル以上有し、農業を営んでいる市民、ii）菜園等の土地区画を有しているが、非営利団体には入っていない市民、iii）土地を持たないが家畜を有している市民の3類型がこれに含まれる。
- ③菜園等の市民の非営利団体：1998年4月15日付けロシア連邦法「園芸、菜園及びダーチャに係る市民団体について」に基づいて設立された市民の任意・非営利団体。
- (64) 「市民の非営利団体」だけは一経営体当たり農用地面積（名目値）が9.90haから9.46haに縮小している。より実態に近いと思われる一経営体当たり土地面積（実質値）は13.18haから13.84haとわずかな拡大である。この類型に属するのは、市民が団体を作って運営する菜園等だが、ロシアもかつての物不足の時代と異なり、スーパーマーケットや市場で豊富に食品が手に入るようになった現在、こうした菜園等を拡大するニーズは少ないであろう。
- (65) 「経済地区」については、長友（2016）186-187頁参照。なおロシアの統計には、2014年以降、ロシアが一方的に連邦に編入したクリミアの値が入っているが、本稿の分析はその値を除外して行った。分析の対象年のうち、2013年はクリミアの値を含まず、それ以外の年はクリミアの値を含んでいては分析の妨げになるためである。
- (66) 農業生産主体が実際に使用する農用地面積が増加した経済地区の中でも、極東は総じて農業生産に係る条件に恵まれない地域に属しているが、極東地域の開発が連邦政府の重要課題となる中で、耕作放棄地の回復が政策的に進められたことが面積の増加につながった可能性がある。
- (67) 第8表所掲の各類型の経営体が使用する農用地の面積について、2016年のロシア連邦全体の値が第5表及び第6表の対応する値より小さいのは、第8表においてはクリミアの数値を除いているためである。
- (68) ロシア土地白書2016年版の1,850万ha、2016年農業センサスの3,237万haは、いずれもクリミアを含む値。
- (69) 農民経営等が借り入れているであろう私有地はどのような土地であり（第3表に示された私有地の構成を考えれば相当部分は集団所有地と推測されるが）、農民経営等がこれをどのような形で使用しているか（例えば、集団所有地の一部を利用する場合には土地区画を分割して賃貸借契約を締結しているのか、それとも非公式な形で共有持分権を借りているのか）といった詳細は、まだ明らかにできていない。
- (70) 農民経営等の経営体数の変化の背後には、経済地区やその中の連邦構成主体の個別事情もあると考えられ、その詳細は現時点では把握できていない。例えば、他の経済地区において農民経営等の経営体が減少する中で、東シベリアだけはこれが大幅に増加しており、しかも同経済地区のすべての連邦構成主体で増加が見られる。また、北カフカス経済地区においては、2006年時点で農民経営等の経営体数が極端に多く、2016年までにこれが大幅に減少したが、減少の大半がダゲスタン共和国で発生している。
- (71) BEFLは、当該レポートについて、「レポートの作成に用いた情報は、当社専門家が信頼できるとみなした公開情報等である」とし、「ロシアの領域内における農業目的地の主要な保有者と、その保有地のおよその面積を明らかにすることを目的としており、農業用地を100千ha以上保有する者すべてを網羅することは目的としていない」との留保を付している（BEFL（2017）6頁「免責事項」）。なおここでの「保有」とは、所有だけでなく、賃貸借その他の権原に基づく使用も含む意味である。
- (72) BEFL（2017）では、レポートの対象とした土地をсельскохозяйственная земля（直訳すれば「農業の土地」）としているが、その定義を示していない。このため、本稿でこれまで用いてきたロシア連邦土地法典等の用語と区別する観点から、とりあえず「農業用地」と訳した。

## 〔参考・引用文献〕

### 【日本語文献】

（紙幅の制約もあり，農業・農政及び土地関係の，本文の記述と直接関係する文献に限定して掲載した。政治関係なども含む詳細な参考・引用文献リストは，長友（2018）に掲載しているので，あわせて御参照願いたい。）

ノーヴ A.（石井規衛，奥田央，村上範明ほか訳）（1982）『ソ連経済史』，岩波書店。

小田博（2015）『ロシア法』，東京大学出版会。

金田辰夫（1990）『農業ペレストロイカとソ連の行方』，日本放送出版協会。

田畑伸一郎（1995）「5章 ソ連・ロシアの財政・金融・価格制度とその改革」『講座スラブの世界・第六巻 スラブの経済』161-187頁，弘文堂。

長友謙治（2015）「第4章 カントリーレポート：ロシア」『平成26年度カントリーレポート 米国，WTO，ロシア』105-149頁，農林水産政策研究所。

長友謙治（2016）「第5章 ロシア ―穀物輸出国としての発展可能性―」『平成27年度カントリーレポート：タイ，ベトナム，ミャンマー，オーストラリア，ロシア，ブラジル』137-187頁，農林水産政策研究所。

長友謙治（2017）「ロシアの穀物輸出国としての発展可能性と制約要因」北海道大学大学院文学研究科歴史地域文化学専攻博士論文 [https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/65370]

長友謙治（2018）「第5章 ロシア―土地（農地）制度を巡る経緯と現状―」『平成29年度カントリーレポート：タイ，ベトナム，オーストラリア，ロシア，ブラジル』，農林水産政策研究所。

野部公一（2003）『CIS 農業改革研究序説』，農山漁村文化協会。

藤田勇（1986）『概説ソビエト法』，東京大学出版会。

皆川修吾（2002）『ロシア連邦議会一制度化の検証：1994－2001―』，溪水社。

山村理人（1989）「ソ連における農業労働組織と集団農場改革―集団請負からアレンダまで―」，ソビエト史研究会編『ソ連農業の歴史と現在』，木鐸社。

山村理人（1990）「〔Ⅲ〕社会主義国の食糧問題 第一章 ソ連の食糧問題―「不足」の構造」『食糧・農業問題全集3 飢餓と飽食の構造』150-165頁，農山漁村文化協会。

山村理人（1997）『ロシアの土地改革：1989～1996年』，多賀出版。

### 【英語文献】

Wegren S.K. (2009), "Land Reform in Russia: Institutional Design and Behavioral Responses," Yale University Press.

### 【ロシア語文献】

（ロシア文字アルファベット順とし，日本語訳を付記した。本文中では，「日本語訳の著者名と刊行年」又は項目末尾に示す『』内の略称で引用した。）

Боголюбова С.А., Бутовецкий А.И., Ковалева Е.Л., Минина Е.Л., Спиренков В.А., Сурженко А.С., Устюкова В.В. (2015), *Комментарий к Земельному кодексу Российской Федерации (постатейный)* / под ред. Боголюбова С.А., М. (Богорюбова С.А.編著 (2015) 『ロシア連邦土地法典コンメンタール (逐条)』)

Государственный (национальный) доклад о состоянии и использовании земель в Российской Федерации (ロシア連邦における土地の現状と利用に関する国家報告) 『ロシア土地白書』(2007年版～2016年版)

Жаворонкова Н.Г., Краснова И.О. ред. (2013), *Земельное право: учебник для бакалавров*, М. (ジャヴォロンコヴァ N.G., クラスノヴァ I.O.編著 (2013) 『土地法：学士用教科書』)

Крашенинникова П.В. (2012), *Постатейный комментарий к Гражданскому кодексу Российской Федерации, части первой*, М. (クラシニエンニコヴァ P.V. (2012) 『ロシア連邦民法典逐条コンメンタール 第一巻』)

Липсин С.А. (2017), *Земельная политика: учебник для академического бакалавров*, М. (リプシン P.V. (2017)

『土地政策：学士用教科書』

Нефедова Т.Г. (2014), *Десять актуальных вопросов о сельской России*, М. (ネフョードヴァ Т.Г. (2014) 『ロシアの農業・農村が直面する十の課題』)

Официальный интернет-портал правовой информации, Государственная система правовой информации 「国家法令情報システム・法令情報公式インターネット・ポータル」 [http://www.pravo.gov.ru/]

Росстат (2008), *Итоги всероссийской сельскохозяйственной переписи 2006 года. Том 2. Число объектов Всероссийской сельскохозяйственной переписи 2006 года, трудовые ресурсы и их характеристика*. (ロシア連邦統計庁 (2008) 『2006 年全ロシア農業センサス結果 第2巻 2006 年全ロシア農業センサスの調査対象, 労働資源とその特徴』 『2006 年ロシア農業センサス第2巻』)

Росстат (2008), *Итоги всероссийской сельскохозяйственной переписи 2006 года. Том 3. Земельные ресурсы и их использование*. (ロシア連邦統計庁 (2008) 『2006 年全ロシア農業センサス結果 第3巻 土地資源とその利用』 『2006 年ロシア農業センサス第3巻』)

Росстат (2018), *Итоги всероссийской сельскохозяйственной переписи 2016 года. Том 1. Основные итоги Всероссийской сельскохозяйственной переписи 2016 года, Книга 1. Основные итоги Всероссийской сельскохозяйственной переписи 2016 года по Российской Федерации*. (ロシア連邦統計庁 (2018) 『2016 年全ロシア農業センサス結果 第1巻 2016 年全ロシア農業センサス結果概要 第1分冊 2016 年全ロシア農業センサス結果概要ロシア連邦編』 『2016 年ロシア農業センサス第1巻第1分冊』)

Росстат (2018), *Итоги всероссийской сельскохозяйственной переписи 2016 года. Том 2. Число объектов Всероссийской сельскохозяйственной переписи 2016 года, трудовые ресурсы и их характеристика*. (ロシア連邦統計庁 (2018) 『2016 年全ロシア農業センサス結果 第2巻 2016 年全ロシア農業センサスの調査対象, 労働資源とその特徴』 『2016 年ロシア農業センサス第2巻』)

Росстат (2018), *Итоги всероссийской сельскохозяйственной переписи 2016 года. Том 3. Земельные ресурсы и их использование*. (ロシア連邦統計庁 (2018) 『2016 年全ロシア農業センサス結果 第3巻 土地資源とその利用』 『2016 年ロシア農業センサス第3巻』),

Росстат, Российский Статистический Ежегодник. 『ロシア連邦統計庁「ロシア連邦統計年鑑」』(2001 年版～2007 年版)

Тихомиров М.Ю.(2015), *Комментарий к федеральному закону «Об обороте земель сельскохозяйственного назначения» в новой редакции*, М. (チホミーロフ М.Ю. (2015) 『農業目的地取引法コンメンタール』新版)

Шагайда Н.И.(2010), *Оборот сельскохозяйственных земель в России: трансформация институтов и практика*, М., Институт Гайдара. (シャガイダ Н.И. (2010) 『ロシアにおける農業用地の取引：制度的変容と実態』)

Шагайда Н.И.(2012), *Институциональные предпосылки обезземеливания крестьян после приватизации 90-х годов прошлого века, Земельная аккумуляция в начале XXI века: глобальные инвесторы и локальные сообщества: сборник научных статей*, под общ. ред. А. М. Никулина, С. 39-57, М., Издательский дом «Дело» РАНХиГС. (シャガイダ Н.И. (2012) 『前世紀 90 年代私有化以降における農民の土地喪失の制度的前提』)

BEFL (2017), *Крупнейшие владельцы сельскохозяйственных земель в России на 2017 год*. (BEFL (2017) 『2017 年におけるロシアの最大級の農業用地保有者』)

BEFL (2018), *Крупнейшие владельцы сельскохозяйственных земель в России на 2018 год*. (BEFL (2018) 『2018 年におけるロシアの最大級の農業用地保有者』)